

1. 平成25年第1回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成25年2月28日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 平成25年度施政方針について
- 日程4 議案第1号 専決処分した事件の承認について（平成24年度郡上市一般会計補正予算（専決第3号））
- 日程5 議案第2号 郡上市教育委員会委員の任命同意について
- 日程6 議案第3号 郡上市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程7 議案第4号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第5号 郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第6号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第7号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第8号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第9号 郡上市高鷲吼高原スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程13 議案第10号 郡上市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程14 議案第11号 郡上市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
- 日程15 議案第12号 郡上市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路が満たすべき基準に関する条例の制定について
- 日程16 議案第13号 郡上市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第14号 郡上市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について
- 日程18 議案第15号 郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第16号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第17号 郡上市市営住宅等整備基準条例の制定について
- 日程21 議案第18号 郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程22 議案第19号 郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程23 議案第20号 郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例及び郡上市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程24 議案第21号 郡上市障害児通所支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程25 議案第22号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について
- 日程26 議案第23号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の制定について
- 日程27 議案第24号 郡上市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について
- 日程28 議案第25号 郡上市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程29 議案第26号 平成24年度郡上市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程30 議案第27号 平成24年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程31 議案第28号 平成24年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程32 議案第29号 平成24年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程33 議案第30号 平成24年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程34 議案第31号 平成24年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程35 議案第32号 平成24年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（第1号）について
- 日程36 議案第33号 平成24年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程37 議案第34号 平成24年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程38 議案第35号 平成24年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程39 議案第36号 平成24年度郡上市北濃財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程40 議案第37号 平成24年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程41 議案第38号 平成24年度郡上市高鷲財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程42 議案第39号 平成24年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程43 議案第40号 平成24年度郡上市和良財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 日程44 議案第41号 平成24年度郡上市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程45 議案第42号 平成24年度郡上市病院事業等会計補正予算（第2号）について
- 日程46 議案第43号 平成25年度郡上市一般会計予算について
- 日程47 議案第44号 平成25年度郡上市国民健康保険特別会計予算について

- 日程48 議案第45号 平成25年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程49 議案第46号 平成25年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程50 議案第47号 平成25年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程51 議案第48号 平成25年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程52 議案第49号 平成25年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について
- 日程53 議案第50号 平成25年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程54 議案第51号 平成25年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程55 議案第52号 平成25年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程56 議案第53号 平成25年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程57 議案第54号 平成25年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程58 議案第55号 平成25年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程59 議案第56号 平成25年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程60 議案第57号 平成25年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程61 議案第58号 平成25年度郡上市北濃財産区特別会計予算について
- 日程62 議案第59号 平成25年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程63 議案第60号 平成25年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程64 議案第61号 平成25年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程65 議案第62号 平成25年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程66 議案第63号 平成25年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程67 議案第64号 平成25年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程68 議案第65号 平成25年度郡上市病院事業等会計予算について
- 日程69 議案第66号 白山長滝公園ほか2施設の指定管理者の指定について
- 日程70 議案第67号 郡上市白鳥木遊館の指定管理者の指定について
- 日程71 議案第68号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について
- 日程72 議案第69号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程73 議案第70号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程74 議案第71号 財産の無償譲渡について（郡上八幡川佐農林集会所）
- 日程75 議案第72号 財産の無償譲渡について（郡上八幡立光農林集会所）
- 日程76 議案第73号 財産の無償譲渡について（郡上八幡門原農林集会所）
- 日程77 議案第74号 市道路線の廃止について
- 日程78 議案第75号 市道路線の認定について
- 日程79 議報告第1号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	健康福祉部長	布 田 孝 文
農林水産部長	野 田 秀 幸	商工観光部長	蓑 島 由 実
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	木 下 好 弘
教 育 次 長	常 平 毅	会計管理者	山 下 正 則
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	猪 島 敦
国保白鳥病院 事 務 局 長	日 置 良 一	郡 上 市 代 表 監 査 委 員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池 場 康 晴	議会事務局 議会総務課長	丸 井 秀 樹
--------	---------	-----------------	---------

議 会 事 務 局
議 会 総 務 課 長
補 佐

河 合 保 隆

◎開会及び開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。きょうは少し春めいた春の気配を感じますが、連日、厳寒でございます、まだまだ。本日は議員の皆様には大変御多用のところを出席いただきまして、ありがとうございます。

本定例会は議案が75件、報告が2件であります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

ただいまから平成25年第1回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してありますので、お願いいたします。

なお、市広報紙の写真撮影を許可しておりますので、御了承ください。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には7番 鷲見馨君、8番 山田忠平君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（清水敏夫君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る2月22日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りします。本定例会の会期は、本日2月28日から3月26日までの27日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日2月28日から3月26日までの27日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通し願います。

齋藤代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、まことにありがとうございます。

◎平成25年度施政方針について

○議長（清水敏夫君） 日程3、平成25年度施政方針についてを議題といたします。

日置市長、お願いいたします。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。平成25年第1回郡上市議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶並びに提案説明等させていただきます。

本日は、平成25年第1回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集をいただき、まことにありがとうございます。

定例会の開会に当たり、御審議いただきます諸議案の説明に先立ち、市政運営の基本的な考え方や新年度当初予算の編成方針、また、この予算に盛り込みました主要施策や事業について御説明申し上げ、議員の皆様を初め市民の皆様方の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

まず、市政運営の基本的方針であります。

現下の厳しい経済状況及び社会情勢に対応し、国においては、新政権のもと日本経済再生に向けて、緊急経済対策に基づく平成24年度補正予算と、これと一体となったいわゆる「15カ月予算」が編成され、その中で「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」を重点とする新年度予算案が示されました。郡上市としても情報収集に努め、こうした国の新しい施策を積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

本市においては、景気の低迷と雇用情勢の悪化、人口流出と少子化による人口減少、そして、高齢者世帯や独居世帯の増加、さらには、普通交付税の合併算定替え特例措置の縮減など、問題が山積しております。これからの郡上市は、これらの問題に迅速かつ柔軟に、そして果敢に対応していかなければなりません。

そして、私の市政運営の基本政策スローガンである「次代へつなごう！ふるさと郡上の元気創造」を目指したいと思っております。

そのために、新年度における郡上市の重点的な取り組みとして、まず1点目として、安全に安心して住めるふるさと郡上とするために、結婚から出産、育児そして就学へと続く子育て世代に対する各種の支援を強化するとともに、高齢者や障がい者に対する支援を引き続き推進いたします。

2点目は、活力・希望のある郡上として、地域資源を活用したものづくり支援、森林資源を活用した林業振興、自然・文化伝統を生かした観光振興などの活性化施策を進めます。

3点目は、新年度は合併・市制施行10年目に入ることから合併10年の区切りの年として、可能な限りの社会基盤投資を推進するとともに、「次の10年間」を切り拓くため、現今の市政の重要課題に取り組んでまいります。

4点目は、普通交付税の縮減に対応した行財政体制の確立を目指す必要があります。現在策定中の第二次郡上市行政改革大綱に沿って、財政規模の縮小に対応していくとともに、市民協働などを推進して地域の活力を高める改革を進めます。

次に、予算編成方針について申し述べます。

平成25年度の予算編成におきましても、従来からの「安全・安心・活力・希望」を基本理念とし、郡上市総合計画後期基本計画に基づき、1つ、地域資源や高速交通網の優位性を生かして産業を育てるまち、2つ、美しい水と緑を守り、暮らしの基盤が整う共生のまち、3つ、支え合い助け合う安心のまち、4つ目、香り高い地域文化と心豊かな人を育むまち、5つ目として、市民と行政の協働により自律するまち、6つ目、個性あふれる地域づくりを推進するまち、7つ目、身の丈に合った行財政体制の確立、この7つを予算編成の柱と位置づけました。

こうした柱によって編成した結果、一般会計の性質別歳出では、普通建設事業に平成24年度当初対比17.9%増の49億7,099万円、人件費に1.8%減の44億9,131万円、扶助費に3.4%増の28億8,818万円、公債費に4.2%減の55億905万円、物件費に1.0%増の38億6,889万円、補助費に1.7%減の18億7,057万円、繰出金に4.2%減の36億9,785万円を計上しました。

このうち、普通建設事業が大きく増加いたしましたのは、大和中学校整備事業及び八幡中学校耐震補強事業がピークを迎えたことなどによるものであります。

一方、歳入では、まず市税について各税目ごとの増減見込みに基づいて、全体では49億3,299万円を計上し、1.2%、5,823万円の増額となりました。

地方交付税については、国において総額で平成24年度に比して2.2%、3,921億円が減額され、17兆624億円とされました。そこで本市の普通交付税については、平成24年度の法人市民税の大幅増収に伴う基準財政収入額の増などの要因も考慮して、平成24年度対比4億8,300万円減の118億8,700万円を計上いたしました。

また、特別交付税については、国の地方財政計画により、1,400万円減の6億1,300万円を計上いたしました。この結果、交付税全体としては125億円で、3.8%、4億9,700万円の減となりました。

市債におきましては、通常債と災害復旧債で24億6,250万円を計上し、公債費負担適正化計画による平成25年度の発行限度額25億円以内を堅持いたしました。

また、国の地方交付税特別会計の財源不足を補うために発行する臨時財政対策債は、国の総枠の増加に伴い、平成24年度対比2,400万円増の10億9,700万円を計上いたしました。

この結果、市債全体では35億5,950万円となり、平成24年度と対比して1.6%、5,470万円の増となりました。

以上の結果、新年度予算の一般会計の予算規模としては278億1,300万円で、平成24年度当初予算と比較して0.9%、2億5,100万円の増となっております。また、平成24年度肉づけ後予算と比較をいたしますと0.6%、1億5,542万円の減となっております。

なお、大型製材工場の立地に対する支援を行う林業・林産業振興特別対策事業の財源に充てるため、産業振興基金から2億4,194万円を、ふるさと基金からは消防デジタル無線整備事業の財源の一部として8,289万円を繰り入れるなど、基金繰入金を3億5,725万円計上いたしましたところござい

ます。

このような方針に基づき編成した新年度予算規模は、一般会計はただいま申し上げましたとおり278億1,300万円となり、特別会計は150億5,198万3,000円、前年度当初の予算に比較いたしまして6億5,494万1,000円の減、4.2%の減でございます。

企業会計は、51億9,046万1,000円、前年度当初に対して1億6,602万8,000円増、3.3%の増、合計で480億5,544万4,000円、前年度当初に対しまして2億3,791万3,000円減、0.5%の減、肉づけ後の予算と比較いたしまして6億4,433万1,000円の減、1.3%の減となりました。

続きまして、予算編成方針で申し上げました、「安全・安心・活力・希望」を基本理念とした7つの分野別施策につきまして、項目ごとの主な内容を御説明申し上げます。

最初に1つ目の柱であります「産業・雇用」についてであります。

農業の分野については、農業従事者の高齢化や担い手不足が進行し、高齢・小規模農家など地域に密着した農業経営の存続が危ぶまれ、それに伴い地域活力の低下が懸念されております。

そのため地域の話し合いにより、今後の農業のあり方を定める「人・農地プラン」を作成するとともに、集落の核となる農業経営体の育成を進め、持続可能な地域農業の実現を目指します。

そして、このプランに位置づけられた新規就農者に対し、1人当たり年間150万円を給付する国の新規就農総合支援事業を活用して、新たに2名を増員させ、8名を支援いたします。

また、地場農産物拡販奨励事業として、農業アドバイザーによる栽培指導の充実と、新たにビニールハウス施設整備の助成制度を設け、青空市場等での地元農産物の販売拡大や学校給食への食材提供など、地域農業の活性化に向けた地産地消を積極的に推進します。

野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応するため、有害鳥獣の捕獲を奨励するとともに、引き続きモンキードッグの育成や恒久柵の設置など、集落ぐるみによる鳥獣害防止対策を推進いたします。

また、集落や農地の多面的機能の確保、農村の環境保全及び水路などの農業施設の長寿命化を図るため、中山間地域等直接支払交付金などにより、農業者による主体的な取り組みを引き続き支援いたします。

森林・林業については、郡上市の林業・林産業の振興を図るため、平成25年1月に進出協定を締結いたしました大型製材工場の整備を支援するとともに、原木安定供給体制の整備や森林・林業人材育成を進めます。郡上市産材の有効利用や地域産業の振興のため、郡上市産材住宅建設等支援や木質ストーブ購入補助についても引き続き実施をいたします。

また、県営中山間地域農村活性化事業や県単独土地改良事業などにより、農業生産基盤の整備を行うとともに、利用間伐など積極的な林業生産活動を促進するため、道整備交付金等を活用した林道整備を計画的に実施をいたします。そして、山地荒廃による土砂災害を防止し、安定した森林づ

くりを推進するための治山事業の促進を図ります。

畜産振興については、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの伝染性疾病の侵入防止のため、消毒機材を充実させます。

また、「飛騨牛ブランド」の発展に向け、引き続き良好な資質を持つ雌牛群の発掘と保留に努め、和牛の系統改良を推進いたします。そして、安全・安心な牛乳の生産のため、乳房炎の早期治療が可能な体制を整備いたします。

次に、商工振興については、デフレ経済のもとで、なかなか業績を回復できない中小企業の経営安定を図るため、経営指導や人材育成を充実し、各種の融資制度や奨励金制度の有効活用を進めます。

また、中小企業、関係機関、行政、市民が中小企業の振興方策を協議し、おのおのの役割等を明確にし、市民生活の安定・向上を図る上で、必要な事項を検討する中小企業振興検討会議を設置いたします。このほか地域資源活用型の企業誘致を推進することにより、関連産業の活性化と地元雇用の拡大を目指します。

郡上の豊富な資源と高い製造技術を活かして「売れるモノづくり」をさらに推進するため、各種講習会の開催、新商品開発支援事業の促進、国内各地での物産フェアや商談会への出展の支援など、魅力ある郡上製品の創出と販路拡大に鋭意取り組みます。

「食の王国づくり」では、交流人口を市内での消費拡大につなげるため、食の観光資源化を進め、豊富で質の高い郡上の食材を売り込み、食のイベントを開催し、御当地グルメの情報を発信するなど、食の産業全般のレベルアップと収益増加につなげてまいります。

観光振興については、北陸新幹線の延伸や東海北陸自動車道白鳥インターチェンジ、飛騨清見インターチェンジ間の4車線化に対応して、「通年型・滞在型の観光地づくり」を強力に推進するため、歴史・文化の名所、踊りやイベント、アウトドアリゾート、ウインタースポーツなどの多様な観光資源にさらに磨きをかけるとともに、観光地間の連携を高めてまいります。

観光客の国内誘致を推進するため、ホームページの一新により情報発信力を高めるとともに、年間にわたり国内各地で観光PRやキャンペーンを展開して、郡上の魅力を大いに売り込みます。

また、長期滞在者の増加など交流人口の拡大に向けて、長良川鉄道を活用した着地型観光の推進、スポーツ合宿や農家民泊の拡大、体験型アウトドア観光の普及、郡上八幡城再建80周年記念事業を初めとした魅力あるイベントの展開などに取り組みます。

外国人誘客のため、中部運輸局主導の「昇龍道プロジェクト」を追い風として、台湾や東南アジア諸国からの誘客活動を一層加速させます。

また、中部国際空港からのアクセスの優位性を活かして、韓国からのスキー客の誘致などにも取り組みます。そして、市有観光施設の修繕・整備を計画的に進め、受け入れ態勢やサービスの充実

を図ってまいります。

以上、「産業・雇用」の施策に12億2,475万円を計上いたしました。

次に、2つ目の柱である「環境・防災・社会基盤」について申し上げます。

下水道事業については、農業集落排水事業として八幡町相生地区の管路整備完成に伴い、中山地区の供用開始を予定しており、新年度の事業完了に向け、引き続き整備をいたします。また、特定環境保全公共下水道事業として、特環大和中央処理区の処理場増設を新年度の完成に向け、引き続き実施をいたします。

こうした取り組みにより、集合施設整備計画は一応の完了をみることでありますが、市内には下水道施設が35カ所あり、この維持管理費が経営面で大きな負担となることから、効率的な運用とコスト削減の徹底を図りながら健全経営を目指します。

下水道使用料については、平成26年度に市内統一料金となることから段階的な経過措置を設けており、統一的な料金体系に円滑に移行できるよう市民の皆様への周知を徹底し、合併後の市民負担の地域格差を解消したいと考えております。

なお、世代間の負担の公平化を図るための下水道事業資本費平準化債については、新年度は4億円を発行いたします。

次に、郡上市の良好な景観を保全し、快適な住環境を形成するため、景観計画、景観条例に基づいた規制、誘導などに取り組むとともに、良好な森林環境や清流を守るため、災害に強い森林づくりを推進いたします。

市営住宅については、公営住宅等長寿命化計画を策定し、適正な維持管理に努めます。

一般廃棄物に関する事業では、郡上クリーンセンターや環境衛生センター、北部クリーンセンターの修繕事業等を実施し、施設の適切な維持管理に努めます。旧施設の解体除去を行いました中部清掃センターの跡地には、リサイクルの拠点施設としてのエコプラザを建設いたします。また、ごみの減量化や不法投棄防止対策等に引き続き取り組みます。

再生可能エネルギー対策として、本市でも自然エネルギーの有効活用を進めるため、太陽光発電システムのさらなる普及を図るとともに、豊富な水と有利な地形を利用した小水力発電の可能性を探る研究をさらに深めてまいります。そして、小水力発電施設については、県営事業での実施も含めて、白鳥町石徹白地区と阿多岐地区での設置に取り組みます。

消防・防災対策については、市民の安全・安心を確保するため、自治会と連携して消防団員を確保するとともに、地域の消防活動の効率的な運用を行うため、消防団組織改革を図ってまいります。

消防・防災業務や救急業務を的確迅速に行うため、職員の消防大学校での研修や薬剤救急救命士の養成を行うなど、各種資格取得による資質向上を図ります。

また、消防施設については、機器の老朽化に対応するため、高機能消防指令センターの改修や、

油圧救助資機材・高圧ガス施設・高規格救急車の更新などを行います。平成24年度から着手した消防救急無線のデジタル化事業は、新年度で完成をいたします。

次に、社会基盤整備については、東海北陸自動車道白鳥インターチェンジ、飛騨清見インターチェンジ間の4車線化が、平成24年度に事業着手をされました。郡上市としては、その早期完成に向け積極的に働きかけてまいります。

また、直轄国道事業である郡上大橋のかけかえや現在継続中の大和改良などの推進、県事業における濃飛横断自動車道和良金山道路や郡上南部広域農道などの継続事業の促進と、主要地方道金山明宝線「めいほうトンネル」の早期事業着手などの懸案事業の推進に向けて、より一層の働きかけをしてまいります。

郡上市の基盤整備事業としては、社会資本整備総合交付金や合併特例道路整備事業などによる道路・橋梁の整備や維持管理、災害危険箇所の解消を推進するための河川改修や急傾斜地崩壊対策事業を行います。また、冬期間の市民生活の安定を図るための除雪体制の整備・確保に努めます。

主な事業として、八幡町の市道愛宕桜町線八幡橋、（通称）学校橋のかけかえや、市道生屋区内1号線、美並町の市道相戸本線などの改良整備の促進に取り組みます。

また、道路施設の老朽化が進み、改修が必要な箇所が増大しつつある中、橋梁の耐震補強・長寿命化のための改修や道路の維持補修については、優先度を考慮しながら計画的に実施いたします。

沿道林修景整備事業については、これまでの郡上市が直営で実施する手法に加え、自治会が主体となる市民協働の手法を取り入れた道路環境整備を積極的に推進してまいります。

水道事業については、市内に59カ所と多くの水道施設があり、この維持管理費が経営面で大きな負担となっていることから、徹底したコスト削減と財政状況も勘案しながら効率的な水道施設統合を進め、安全・安定供給による持続可能な事業形態を目指します。

また、引き続き有収率——収入がある率と書きますが、有収率の低い施設を中心に、計画的に夜間等の漏水調査を実施し、漏水箇所の把握を行うとともに布設がえ等の修繕による有収率の向上に努めます。

主な事業として、市内全域にわたる水道施設統合については、新年度において高鷲北部を平成28年度完成に向け引き続き整備いたします。また、高鷲南部、大和中央の統合事業に着手し、平成27年度完成に向け推進をいたします。

次に、公共交通については、引き続きバス路線を維持し、市民の移動手段を確保して利便性の向上に努めます。特に平成24年度から取り組んでおります、バスと鉄道が連携した定期券の発行や無料試乗体験などを新年度にも積極的に進めます。そして、市民の皆様の意見を参考にルートの見直しなどを進めてまいります。

また、長良川鉄道の運営につきましても、バスと鉄道の連携による利便性の向上や、郡上市の魅

力を発信する企画列車の運行などにより利用客の増加を図ります。そして、今後も引き続き市民・沿線市町が連携し、運行支援を行ってまいります。

ケーブルテレビ事業については、新年度から指定管理者制度による施設の運営管理を開始いたします。指定管理者によるサービスの向上と経営の効率化を目指すとともに、行政情報番組の充実に努めます。

また、情報通信基盤と自主放送番組を活用し、災害本部等からの生放送配信システムの構築に取り組んでまいります。

東日本大震災に伴う被災自治体への職員派遣については、福島県いわき市へ事務職員1名、岩手県釜石市へ保健師1名の派遣を継続いたします。

以上、「環境・防災・社会基盤」の施策に47億5,131万円、内訳は、一般会計36億566万円、特別会計11億2,132万円、企業会計2,433万円を計上いたしました。

次に、3つ目の柱であります「健康・福祉」についてであります。

子どもを安心して産み育てることができる支援施策として、現在実施している、生まれてから義務教育終了までの乳幼児・学童に対する医療費の無料化助成事業について、新年度からさらに拡充し、助成対象年齢を18歳までに引き上げることといたしたいと思っております。

この新たに拡大する年齢層に対する助成方法については、地元の商業振興対策をもあわせて推進するため、「郡上市共通商品券」の支給をもって実施をいたします。

また、従来の「子育て支援金事業」を発展的に制度変更し、子育て世帯を小学校入学前まで継続的に支援するため、新たに「がんばれ子育て応援事業」を創設いたします。

これは、第3子以降の子どもの誕生年から小学校入学前までの6年間に、毎年10万円ずつの「郡上市共通商品券」を支給し、子育てに役立てていただく事業であります。これについても、あわせて地元の商業振興を図ろうとするものであります。

親子の交流促進、相談並びに情報を積極的に提供する「地域子育て支援拠点事業」は、継続して実施をいたします。

また、新年度の「福祉未来塾」は、子育て支援に協力していただく「子育て支援サポーターリーダー」を養成する講座を開催いたします。新規事業として、木育教育——木で育てる、木に親しませて教育するという意味でございますが、木育教育を推進するため、地元産の木材でつくられた「木のおもちゃ」を各幼稚園、保育園、児童館等に配備をいたします。

次に、子ども・子育て関連3法に対応するため、「子ども・子育て支援事業計画」策定に向けてニーズ調査を実施いたします。

心身ともに健やかな暮らしを実現するために、生活習慣病の早期予防及びがんの早期発見のため、特定健診・各種がん検診受診を推進いたします。また、各関係団体と連携し、食育を初めとする健

康づくり活動に積極的に取り組みます。

総合福祉施策として、地域福祉の推進を図るとともに、心の相談等を行う相談支援員を配置し、自殺予防対策に取り組みます。また、生活困窮者に対する扶助や就労支援に努めます。

平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行されるのに併せ、これまで以上に、障がい者の自立と障がい者を支援する法人等への支援を行ってまいります。

次に、高齢者福祉施策については、高齢者が要介護状態にならないように、介護予防事業や寝たきり高齢者等介護者慰労金事業など、在宅福祉サービスを引き続き推進いたします。また、高齢者等を介護する人材を育成するために、ホームヘルパー養成講座を受講される方への助成事業を創設いたします。

次に、郡上偕楽園では、これまでの機械浴を中心とした入浴介護体制を見直し、自宅での入浴に近い個浴——個人の「個」に入浴の「浴」と書きますが、自宅での入浴に近い個浴を取り入れ、一人一人がゆったりと満足いただける入浴サービスを目指した浴室改修工事を行ってまいります。そのために、各職員も個浴介護技術の向上に取り組みます。

国民健康保険は、加入者、すなわち被保険者の疾病、負傷等に対する医療の給付または医療費等の支給等に関する医療保険制度の根幹をなすものであります。医療費の急騰や景気低迷による保険税の減少による国保財政の逼迫は、当市も例外ではなく、今後も年度ごとに保険税収入が減少し、一方で医療費の拠出額が伸びる傾向は続くと思込まれます。そのため引き続き一般会計から1億円を繰り入れ、国保財政の健全化に努めてまいります。

次に、和良・高鷲等の直営診療所群を構成する地域医療センターは、高齢社会における「僻地医療」を推進するため、医療、保健、福祉の関係者と共通の理念を持ち、連携を深めながら、特定健診や介護予防事業にも積極的にかかわってまいります。

公立2病院では、地域での少子化・高齢化が一層進む中で、市民の大切な命と健康を守るため、医療体制の充実と医療機器の整備に努めるとともに、民間医療機関との連携や人材の育成など地域医療の体制強化を目指します。

以上、「健康・福祉」の施策に121億3,420万円、内訳は一般会計29億6,565万円、特別会計87億8,952万円、企業会計3億7,903万円を計上いたしました。

次に、4つ目の柱であります「教育・文化・人づくり」についてであります。

学校教育では、生命と人権の尊重を基盤とした「自立・共生・創拓の教育」を推進し、ふるさとへの誇りや感謝の心、そして、人生をたくましく生きる力の育成に努めます。そのために、短歌や郡上おどりの伝統文化に親しむ学習、郡上学への計画的な取り組み、さらに他の地域との交流を通してふるさとへの理解や愛着を深めます。

また、指導力を高めるための職員研修、ICTや理科教育等の教材の整備と学校図書館の活用を進め、さらには保育園・幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高校など、学校間の連携を推進し、知・徳・体の調和のとれた育成と個性の伸長を図るとともに、家庭や地域と力を合わせて、挨拶などの基本的な生活習慣の指導に努めます。

児童生徒の安全を確保するための学校施設整備では、引き続き、八幡中学校と大和中学校の耐震化を進めます。八幡中学校は、平成24年度の屋内運動場の耐震補強に続き、南と北の校舎棟及び技術棟の耐震補強を行い、新年度で耐震化が終了いたします。また、大和中学校では、平成24年度の屋内運動場の改築に続き、校舎棟の改築を行い、そして、平成26年度に特別教室棟の耐震補強を行い、耐震化が完了いたします。その他の耐震化未実施の学校施設、いわゆるI s値0.7以下0.3以上という学校施設についてでございますが、これにつきましても、できるだけ早く耐震化を完了するため、耐震補強計画と実施設計を新年度中に全て終了するようにしてまいります。さらに、小中学校に避難所が開設された場合等を想定し、防災用品として新たに照明器具等を整備し、市内全域において防災教育の徹底を図ります。

就学支援では、就学資金の無利子貸付限度額の拡充を図るとともに、新たに金融機関の教育ローン利用者に対して、利子補給を行う制度を創設いたします。

社会教育では、引き続き、歴史や文化を大切にし、支え合って共に生きる、また、地域を担う人材育成に取り組みます。そのために、公民館専任主事の配置についてさらに体制の充実を図ります。また、引き続き指導者の発掘などを行い、市民主導による生涯学習活動の活発化も図ります。

文化・芸術の振興では、「古今伝授の里短歌大会」の開催を初め、ジュニア短歌育成事業や「円空のこころ子どもの造形大賞」など、地域文化の継承活動等を展開してまいります。また、市文化協会を初め、文化団体等への活動支援も行います。文化財については、郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区において、建造物等の修理・修景事業に取り組むとともに、防災計画策定のための調査を行います。また、郡上八幡城の保存管理計画策定のための調査事業を初め、石徹白地区天然記念物等の保護事業を行ってまいります。

新たな事業といたしましては、郡上市合併10周年を契機に、市として一体性をもった歴史をまとめることにより、郷土についての理解と認識を深め、市民の一体感を高めることを目的として、郡上市史編さんに取り組んでまいります。平成23年度、平成24年度の2年間にわたって旧町村において不足している資料収集に取り組んできたところではありますが、新年度において、まず編さん委員会及び編集委員会を立ち上げ、順次調査・執筆に取り組んでまいります。

「郡上学」関連では、引き続き郡上学総合講座や郡上学として位置づけた生涯学習講座を開催します。また、「郡上かるた」やその副読本の普及啓発と活用を図るため、郡上かるた大会を開催いたします。

スポーツ振興では、平成24年度に開催された「ぎふ清流国体相撲競技会」と「常陸宮賜杯中部日本スキー大会」を契機に高まったスポーツに対する気運の盛り上がりを一過性に終わらせることなく、相撲競技の強化・拡充を初め、各競技スポーツの振興を図ります。環境整備としては、八幡中学校グラウンドに照明を整備し、中学生の部活動・クラブ活動等の少年スポーツ活動を充実させるとともに、白鳥格技場に設置してあるビームライフル機器を更新し、ジュニアの育成を初め、選手層の拡大に努めております。

また、ウォーキング大会や軽スポーツ教室、各種スポーツイベントの開催など、市民の皆さんが気軽に運動やスポーツに親しむことのできる環境づくりを進め、「一市民一スポーツ運動」をさらに推進してまいります。

読書活動では、子ども読書活動推進計画の具現化を目指し、一部学校図書館への「学校司書」の配置を初め、蔵書等の整備や図書館イベントの開催など、本に触れる機会の提供や利用しやすい図書館の体制づくりに取り組めます。

以上、「教育・文化・人づくり」の施策に18億9,912万円、内訳は、一般会計18億7,836万円、特別会計2,076万円を計上いたしました。

次に、5つ目の柱であります「自治・まちづくり」について申し上げます。

地域の課題と現状を把握し、その課題解決に向けた取り組みを進めるため、集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業を引き続き実施をいたします。合併10周年を迎えるに当たり、これまでの市政の歩みを検証するとともに、これからの10年を見据えた市政の発展や地域振興を一層推進するため、郡上市を応援していただけるふるさと出身の方々の発掘・連携など、都市との交流拡大の推進や若者や女性の意見を取り入れる地域づくり参画の推進、新たな分野における企業誘致の調査研究などに取り組んでまいります。

平成24年7月に大和庁舎1階にオープンした市民協働センターの運営については、引き続き市民協働センター運営委員会へ委託し、市民と行政による協働事業や市民の地域づくり活動が強力に推進される仕組みづくりを市民と一体となって確立していきます。また、地域の課題解決策について市民の皆様から提案していただき、市との協働でその解決に取り組む団体提案型協働事業についても引き続き実施をいたします。

住民自治推進については、平成24年度に住民自治推進懇話会から郡上市の現状と課題、今後の住民自治やまちづくりの方向性について提言を受けており、新年度は、新たに——仮称でございますが、「（仮称）自治基本条例」策定委員会を設置し、委員の皆様と郡上市に適した（仮称）自治基本条例の制定に向けて取り組めます。

次に、交流・移住推進事業については、本事業により、平成24年度は現時点で10組18名の方が郡上市へ移り住まわれたり、2地域居住の拠点を置かれたりいたしました。これらの方々の中には、

新たな事業を起される方、地域づくり活動に主体的に参画される方などが含まれる等、地域活性化に結びつく成果が生まれており、引き続き新年度においても、郡上市交流・移住推進協議会と連携して、交流人口と居住人口の拡大に取り組みます。

国内の都市交流については、東京都港区とは「郡上おどり i n 青山」が20回目を迎えるのを契機として、さらなる交流を推進するとともに、三重県志摩市とは、安乗人形芝居保存会と郡上市の高雄歌舞伎保存会による伝統文化の交流や観光連盟等の民間交流を促進いたします。また、引き続き職員の人事交流を行い、深化した交流を展開してまいります。石川県七尾市や災害時相互応援協定を締結している兵庫県篠山市との交流についても、引き続き調査研究を進めてまいります。

産学官連携については、岐阜経済大学、岐阜大学に続き、平成24年11月に中部学院大学及び中部学院大学短期大学部とも連携協定を結び、相互の連携を推進しております。新年度も引き続き職員を岐阜大学に派遣し、地域づくりの専門家を養成してまいります。

以上、「自治・まちづくり」の施策に2億6,992万円を計上いたしました。

次に、「地域振興」についてであります。6つの目の柱、「地域振興」についてであります。

市総合計画後期基本計画の地域振興施策に掲げられた地域課題解決に向け、本庁と各振興事務所とが連携して事業を実施し、ふるさとの再生やコミュニティの活性化を図ってまいります。従来からの各振興事務所長あたり280万円の地域振興事業費、これはソフト経費でございますが、これにより個性あふれる地域づくりを推進してまいります。また、新年度は、維持・修繕に係る所長枠予算を1,000万円増額し、総額で4,000万円とし、地域のきめ細かな要望に対応できるようにしてまいります。

次に、7つ目の「行財政改革」についてであります。

地方交付税の合併算定替えによる特例措置の段階的縮減により、平成26年度から普通交付税額が漸減し、人口の減少に伴う影響も考慮すると、平成31年度には現在より35億円程度普通交付税が減少することが見込まれます。

そのため、平成25年度を計画期間の初年度とする第2次行政改革大綱とアクションプランに基づく取り組みを着実に実施し、身の丈に合った行財政体制づくりを進めます。特に、行財政改革が地域の活力を低下させないよう配慮し、市民協働による自治力の向上や地域経済の振興につながるよう努めてまいります。

また、新年度の組織機構改革として、現在ございます教育委員会所属の6地域の地域教育課を廃止し、その事務の一部を各振興事務所の職員に補助執行させることで、組織のスケールメリットを活かした地域振興を目指してまいります。

歳入面では、自主財源確保が重要性を増す中、適正かつ公平な課税の推進と滞納税額の削減に一層努力をしてまいります。

歳出面では、可能な限りの経費削減に取り組みます。

職員給与費については、定員適正化計画の着実な取り組みにより、全会計で1億3,877万円、一般会計で5,869万円の削減となりました。人件費の抑制に影響を及ぼす定員適正化については、雇用と年金を接続するという課題を踏まえながら、適切な新規採用枠の設定による職員の年齢構成の計画的な平準化を目指してまいります。

一般会計における公債費では、公債費負担適正化計画に基づくこれまでの地方債の借入額抑制や繰り上げ償還により、平成24年度から2億3,929万円の減となり、徐々にではありますが効果が見られております。平成25年度末の市債残高見込みは、これは一般会計でございますが、426億1,485万円となり、平成24年度末に対比して13億3,285万円の減額となる見込みでございます。なお、平成19年度末——これは私が市長に就任をさせていただく前年度の会計でございますが、この平成19年度末の市債残高と平成25年度末の市債残高見込みとを比較いたしますと、一般会計では、6年間に約100億円、市の全会計では6年間に約180億円の残高減少となる見込みであります。

以上、新年度の市政運営方針及び当初予算案の編成方針並びに諸施策の概要を述べさせていただきました。行財政改革による財政健全化に努めながら、市が直面する課題を克服するため、これらの施策を着実に実行してまいりたいと考えております。

それでは、最後に、本議会において審議をお願いしております議案につきまして、その概要を申し上げます。

今回提案をいたしました議案等は合計75件で、その内訳は、専決処分の承認が1件、人事案件が2件、条例の制定、一部改正に関するものが22件、平成24年度補正予算関係が17件、平成25年度当初予算関係が23件、指定管理者の指定が3件、その他7件であります。

初めに、議案第1号は、道路除雪経費について専決処分をいたしました平成24年度郡上市一般会計補正予算（専決第3号）の承認を求めるものであります。

次に、議案第2号は、郡上市教育委員会委員の任命同意を求めるものであります。

議案第3号は、郡上市固定資産評価審査委員会委員3名の選任同意を求めるものであります。

次に、議案第4号から第25号までは条例の改正などで、その主なものについて御説明を申し上げます。まず、議案第4号、第5号及び第20号は、法律改正に伴い引用する条項、法律名等の改正を行うものであります。

次に、議案第6号は、郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部改正についてであります。明宝小川地区の移動通信用無線基地局の整備に伴い、名称及び位置を規定するものであります。

議案第7号は、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。八幡町内の地区集会所3施設について、公の施設としての位置づけを廃止するものであります。

議案第8号は、郡上市税条例の一部改正についてであります。地方税法の一部改正に伴い、地

方税に関する処分について郡上市行政手続条例の規定に基づきその理由を提示するよう所要の規定を整備するものであります。

議案第9号は、郡上市高鷲吠高原スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。スポーツ合宿村構想の推進に伴い、高鷲吠高原スポーツ広場の設置及び管理に関する規定を整備するものであります。

次に、議案第10号から第15号及び第17号、第22号、第23号は、いずれも、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「地域主権一括法」でございますが、この地域主権一括法によって、各個別法の改正がなされたことによって、新たに条例の制定などを行うものであります。

また、議案第16号は、郡上市市有住宅管理条例の一部改正についてであります。市有住宅の入居資格について、郡上市市営住宅管理条例の改正との整合を図るものであります。

議案第18号は、郡上市簡易水道等事業給水条例の一部改正についてであります。大和中央簡易水道施設及び高鷲南部簡易水道施設の認可変更申請に伴い、給水区域等を改めるものであります。

議案第19号は、郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてであります。郡上市中部清掃センター、八幡埋立場及び大和埋立場の廃止に伴い所要の規定を整備するものであります。

議案第21号は、郡上市障害児通所支援施設設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。白鳥ことばの教室の移転に伴い、施設の位置を改めるものであります。

議案第24号は、郡上市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定についてであります。介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員等の規定を整備するため、この条例を定めるものであります。

議案第25号は、郡上市新型インフルエンザ等対策本部条例についてであります。新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を規定するものであります。

続きまして、議案第26号から第42号までは、平成24年度郡上市一般会計補正予算を初めとして、合計17会計における予算の補正をお願いするものであります。今般の国の緊急経済対策を受けての補正を含むものでありますが、その詳細な内容については、追って各部長等から説明をさせていただきます。

次に、議案第43号から第65号までは、平成25年度郡上市一般会計を初めとして、同病院事業等会計に至るまでの合計23会計における新年度予算であります。冒頭の予算編成方針等の説明で考え方を申し上げましたので、ここではそれぞれの内容は省略させていただきますが、追って詳細に御説明を申し上げ、御審議をお願い申し上げます。

議案第66号から第68号は、地方自治法第244条の2第6項の規定による白山長滝公園を初め、5施設の指定管理について議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第69号は、過疎地域自立促進計画について、過疎地域——これは、明宝及び和良地域でございますが、この過疎地域における新規事業の追加及び事業費の変更であります。

議案第70号は、辺地総合整備計画について、市内の4つの辺地計画における新規事業の追加及び事業費の変更についてであります。

次に、議案第71号から第73号までの財産の無償譲渡については、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るため、さきの議案第7号において公の施設の位置づけを廃止しました3つの建物を各地区会へ無償譲渡しようとするものであります。

議案第74号は、市道路線の廃止についてであります。市道として機能がなくなったことにより、美並地域で1路線を廃止しようとするものであります。

議案第75号は、市道路線の認定についてであります。道路新設等に伴い、八幡地域2路線、美並地域2路線、計4路線を市道認定しようとするものであります。

以上、大変長くなりましたが、以上が今議会に提案をいたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の進行に従いまして、それぞれ担当部長等から御説明させていただきます。十分御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶並びに予算編成方針、議案の提案説明とさせていただきます。平成25年2月28日、郡上市長 日置敏明。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。ここで暫時休憩をいたします。開会は10時55分の再開を予定いたします。お願いいたします。

(午前10時44分)

○議長（清水敏夫君） それでは、会議を開きます。

(午前10時54分)

◎議案第1号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程4、議案第1号 専決処分した事件の承認について（平成24年度郡上市一般会計補正予算（専決第3号））を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第1号 専決処分した事件の承認について（平成24年度郡上市一般会計補正予算（専決第3号））。

平成24年度郡上市一般会計補正予算（専決第3号）を地方自治法第179条1項の規定により、平

成25年1月18日に次のとおり専決したので報告し、承認を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いします。平成24年度郡上市の一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ303億337万8,000円とする。

2は、省略させていただきます。

概要書のほうを見ていただきますと、事業概要説明一覧表でございます。ここの部分をおめくりいただきますと、歳入でございます。地方交付税で普通交付税でございますが、補正額が1億9,471万8,000円ということで、交付の確定によるものでございます。前年度の繰越金で5,528万2,000円ということでございます。歳出におきましては、道路除雪経費でございます。補正額が2億5,000万円ということで、12月から1月において非常に降雪があり、除雪経費がかかったという中で、除雪委託費と消耗品の補正でございますので、よろしく願いいたします。

また、経費等の資料等につきましては配付してございますので、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決を行います。議案第1号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、議案第2号、第3号について、氏名入りの議案配付のため暫時休憩をしますので、しばらくお待ちください。

（午前10時58分）

○議長（清水敏夫君） 会議を再開いたします。

（午前10時59分）

◎議案第2号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程5、議案第2号 郡上市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第2号 郡上市教育委員会委員の任命同意について。

郡上市教育委員会委員に、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

ただいまお名前の入ったものをお配りさせていただきました。現在教育委員5名のうち1名の方の任期が平成25年5月13日をもって満了となるということで、1名の方の任命につきまして同意を求めるものでございます。新たな任期は平成25年5月14日から平成29年5月13日までの4年間でございます。

今般任命をさせていただくということで同意をいただくという方につきましては、住所が郡上市八幡町島谷1299番地、杉本尚之さんでございます。生年月日は昭和41年3月28日です。杉本さんにつきましては、地元の大学におきまして、教育学部を御卒業でございまして、もともとは先生を目指して勉強をされた方でございますが、御家業が仕出業をやっておられまして、そちらのほうに帰ってお勤めになり、そして、現在までそちらに勤しまれておられる、御商売をやっておられる方でございます。これまで学校教育の関係でいきますと、小学校のPTAの副会長を初め、各部の役員、あるいは社会教育の関係では、郡上市の図書館協議会委員なども、これは平成16年から今日までずっと継続してお務めであります。

今般の選考に当たりましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条第4項に、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないというふうな規定がございまして、現委員の中ではこういう方が1名おられますが、来年にはお子さん成長されると、こういうことでございますので、新たに任命する委員につきましては、こうした保護者であるということの一つ考え方として選考がされてきたことございます。教育会の御推薦もあり、また、選考してくる中で、お子様3名を現在お育てをしてみえる杉本尚之さんということで、任命同意をいただきたいということで御提案を申し上げるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 質疑はございますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第2号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

採決を行います。議案第2号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第3号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(清水敏夫君) 日程6、議案第3号 郡上市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) 議案第3号 郡上市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。

郡上市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

これも、ただいまお名前が入った議案をお配りさせていただきました。読み上げさせていただきますが、住所、郡上市八幡町殿町139番地、青木正男、昭和23年11月26日生まれでございます。

次が、郡上市白鳥町中西601番地1、大前令子、昭和27年3月14日生まれでございます。

郡上市美並町高砂247番地、可児時廣さん。昭和25年5月17日生まれです。

御承知のとおりでございますが、固定資産評価審査委員会につきましては、地方税法並びに郡上市税条例におきまして、固定資産課税台帳に登録された価格に対する不満を審査するというので、郡上市に設置するとされておるものでございまして、全員で3名の委員ということで、任期につきましては、今般選任をされる方につきましては、平成25年4月30日から平成28年4月29日までの3年間でございます。

そこで、青木正男さんから御紹介をさせていただきますが、現在も青木正男さんにつきましては、平成19年からこの委員をお務めございまして、引き続きということで3期目ということとなります。青木正男さんにつきましては、大学卒業後の行政書士並びに土地家屋調査士事務所を開業され

まして、現在もその事務所をやっておられる方でございます。また、地元の下柳町の地区長、また現在は八幡北部の自治会長として地域の自治活動にも御熱心な方であります。柳町の街並み保存会にも会長として現在御活躍でございます。

大前令子さんにつきましては、こちらも大学卒業されてから、大前喜彦司法書士事務所、現在、御主人とともに司法書士事務所をやっておられまして、こうした司法書士事務所におきましては、登記事務等にも従事してみえるということございまして、非常にそうした分野に明るいということでございます。大前さんにつきましても、平成22年からお務めでございまして、今般2期目、引き続きということで2期目をお願いしたいというところでございます。

可児時廣さんにつきましては、こちらは、以前、平成23年、2年前まで郡上市の職員であった方であります。美並村の時代から、税務課長等をお務めでありまして、郡上市におきましても、平成20年4月1日からは、総務部税務課、税務課長をお務めでございました。他の委員2人が民間の御出身の方ですので、1名は市の職員のOBということにはなりますが、税務行政広く全般的に明るいと、非常に精通をされておるということで、新しく、この方は、今回新しく委員に任命したいということでございますが、可児時廣さんを任命したいというふうに考えているところでございます。

以上の3名の選任につきまして、同意をいただきたいということで考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 質疑はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 市のOBであるということでしたもので、これまでもそういう例があるのかどうかを聞きたいと思えます。

○議長（清水敏夫君） 答弁をお願いいたします。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） これまでの過去の委員を見ますと、和良村時代から、これは郡上市になる前の和良村の職員ですけれども、そういう方を選任させていただいた事例はあります。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） それは、合併以後ですか。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 合併以前の和良村にお勤めで……

（「委員になったのは」と呼ぶ者あり）

○市長公室長（田中義久君） そうです。職員は合併前の時代でありまして、委員になられたのは、

平成19年からの第2期の1期間、1期の間お務めだということでございます。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) こういう委員会の委員さんの場合は、公正性とか、いろんな資質が必要であるというふうには私は思うんですけども、OBを入れるということは、いろんなそういう点では、知識的にはいろんなことを知ってみえて、大変いいという評があるんじゃないかと思いますが、運営上は何らかの市とのかかわりがあったということで、問題は生じないかという心配はあると思うんです。そういう点についての考慮というか、そういうことをなされておるかどうかだけ聞いておきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長(清水敏夫君) 総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) 3名の方を御選任させて、今御協議をいただいておりますという中で、2名の方は非常に土地家屋とか、行政書士という形でございます。そこで、民間の方が見えて、また税務課の中で精通しておるということで、やはり民間の意見も聞きながら、やはり行政のことも考えていただきながら、その辺を不服の申し立てとかでございますので、その辺で御協議をいただく上にも必要ではないかというふうに考えております。

(「いいです」と6番議員の声あり)

○議長(清水敏夫君) そのほか質問ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決定しました。

採決を行います。議案第3号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第4号から議案第25号までについて(提案説明・委員会付託)

○議長(清水敏夫君) 日程7、議案第4号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてから、日程

28、議案第25号 郡上市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてまでの22件を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、私からは議案第4号から6号まで御説明をさせていただきます。

議案第4号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、障害者自立支援法の一部改正に伴い、引用する法律名及び条項を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、今度の改正条文の本文がございますが、見ていただきましたように、1条と2条が郡上市議会の議員その他非常勤の職員の関係でございますし、第3条と第4条が消防団員等の公務災害補償等、この条例に関するものであります。2つの条例をこの条例におきまして同時に改正をしようとするものでありまして、根拠法令、また改正内容等が全く同じということで、こうした提案となったわけであります。

また、附則につきましてはですけれども、この法律名の変更と条項をずらすというものが法律上2つに分かれておりますので、条例中、第1条及び3条の規定につきましては、平成25年4月1日から、第2条及び第4条の規定は、平成26年4月1日からと、このようにして二段構えとなっておりますので、よろしく願いいたします。

新旧対照表、見ていただいたとおりでございまして、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律というものが昨年施行されましたが、その中で障害者自立支援法の名称が改正されたということは、先ほど申し上げたとおりでございまして、1ページと3ページのところ、それぞれ第10条の2の2号、それから第9条の2の2号ということでございまして、新しい法律名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律ということでございます。

それから、項ずれにつきましては2ページと4ページにあります。第5条第12項というものが第5条11項に項ずれをするというものであります。

以上、法律改正によります条例の一部改正でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第5号 郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年2

月28日提出、郡上市長 日置敏明。

こちらも提案理由は、地方自治法の一部改正に伴い、引用する条項等を改めるため、この条例を定めようとするものであります。

おめくりいただきますと、条例の改正本文がございます。

おめくりいただきまして、新旧対照表を見ていただきたいと思います。公務の遂行を補助するため、証人等として移動といいますか、旅行された場合につきましては、その方に対して実費弁償としての旅費を支給することとされております。こうしたことを受けまして、郡上市でもこうした条例を持っておるわけでありましたが、今般の改正の内容は、1つは、新旧対照表の議会の各委員会につきまして、この3委員会が同109条に包括的に規定されたということと、条例の参考人招致に係る規定が新たに第115条の2第2項として追加されたということとございまして、その部分が、委員会のところが外れてまいりますので、ダイレクトに出頭した参考人というふうにして表示がされます。

第5号におきましては、公聴会を開いて利害関係者等からの意見聴取を行うことができるという規定が追加をされましたので、その部分を公聴会に参加した者ということで、条項を変えて表示をしたということとでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第6号ですが、郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について、郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。
平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、明宝小川地区の移動通信用無線基地局の整備に伴い、名称及び位置を規定するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、今般設置完了しました小川の無線基地局につきまして表示を第2条の表に加えるということと入れております。所在地は、郡上市明宝小川1680番地2でございます。

1枚おめくりいただきますと、新旧対照表のとおり、これまでの9の基地局が10の基地局になるということとでございます。

そこで、附則は、戻りまして、平成25年10月1日からということにしておりますけれども、この点御説明をさせていただきたいと思っております。

小川自治会、これまで各郡上市内におきまして携帯エリアの非常に不感地域の解消へ向けての取り組みをさせていただいておりますが、当面の計画ではこれが最後となる小川峠の整備でございますが、事業者から事業者側の負担としての伝送路の整備は採算上、難しいということがあります。農村情報基盤整備事業で整備をしました光伝送路、これを活用して、この鉄塔、基地局を整備したいということで協議をしましてまいりましたが、この整備事業で整備した伝送路につきましては、平成

16年の10月1日がこの譲渡契約書の契約日でありまして、平成25年の10月1日以降でなければ多目的利用ができないというふうな制約がございます。

こうしたことで、24年度中に事業の完了はいたしました、県に対しまして申請をする日付につきましても、平成25年10月1日というところでございまして、この日付をもって鉄塔の供用を開始するという、附則の期日がこういうふうになっておりますことにつきまして御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、議案第7号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、地区集会所3施設について、公の施設としての位置づけを廃止するため、この条例を定めようとするということでございます。

この条例改正につきましては、議案第71号から73号までの八幡地区の財産の無償譲渡、集会所に関連するものでございます。

1ページの新旧対照表のほうで御説明させていただきます。左側が新で、右が旧でございます。今現在は旧のほうで、アンダーラインが引いてございます。この部分の表がございしますが、ここを左側の新しい表のほうに改めるということでございます。郡上八幡の川佐農林集会所と郡上八幡立光農林集会所と一番下の郡上八幡門原農林集会所を削除して、左のような表に改めるということでございますので、よろしく願いいたします。

続いて、議案第8号でございます。郡上市税条例の一部を改正する条例について、郡上市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。地方税法の一部改正に伴い、地方税に関する処分について郡上市行政手続条例の規定に基づきその理由を提示するよう所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするということでございます。

おめくりいただきまして、新旧対照表のほうをお願いいたします。ここで旧の部分を見ていただきますと、郡上市行政手続条例第2章及び第3章というところにアンダーラインがございしますが、この規定は、適用しないというふうになってございます。ここにおいて新しいほうでは、2章で、8条を除くと、また3章では、14条を除くということは、8条と14条においては適用するということに地方税法が改正されました。

その中で、次のところに資料がございしますが、ここにいろいろ改正の趣旨から概要も書いてござ

いますが、税法がそのように変わったということで、改正内容の一番下でございますが、下の改正内容のところ、丸のところの郡上市行政手続条例8条とはどういうものかという、理由の提示、これを今までは適用除外ということでしたが、ここは適用すると、また第3章のところでございますが、14条は、不利益処分の理由の提示ということでございますが、この部分も今回から適用されるということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） それでは、議案第9号をお願いいたします。

郡上市高鷲吠高原スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の制定について、郡上市高鷲吠高原スポーツ広場の設置及び管理に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですが、スポーツ合宿村構想の推進に伴い、高鷲吠高原スポーツ広場の設置及び管理に関する規定を整備するため、この条例を定めようとするでございます。

この施設は、現在は教育委員会が所管する体育施設に位置づけられておりますが、24年度の芝生化工事の施行に伴い、施設の一層の活用を図るため、新年度からは商工観光部の所管の施設として登録するため、関係の本条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、条例文がございますが、要点のみ説明させていただきます。

設置、第1条、市民の体育、スポーツ、レクリエーションその他社会体育の普及及び振興を図るとともに、ラグビー、サッカー等を中心とするスポーツ合宿村構想を推進するため、高鷲吠高原スポーツ広場を設置する。

名称及び位置、第2条、吠高原スポーツ広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、高鷲吠高原スポーツ広場。

位置、郡上市高鷲町西洞3088番地1。

施設、第3条、吠高原スポーツ広場の施設は、別表第1のとおりとするということで、後段にございます。

使用時間は、午前8時から午後6時までとするということでございます。

以下、第5条からはグラウンドの使用に関するいろいろな規定を設けております。第9条までそうした関係条文がございます。

その中で、7条で、使用料の納入として、使用者は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。また、後段に別表がございます。また、使用料の減免、あるいは不還付等の規定がございます。

第10条から第13条までは、指定管理委託する場合の規定をいろいろと定めております。

そして、おめくりいただきまして、4ページですが、中段の附則、1、この条例は、平成25年4

月1日から施行する。2、郡上市体育施設条例の一部を次のように改正するというので、この附則において体育施設条例の改正を上げております。ごらんのような体育施設の一覧がございますが、この表から高鷲吠高原スポーツ広場の条項を削除するというものでございます。

そして、その右下は、本則の別表第1でございますが、広場の施設として、Aグラウンド、Bグラウンド、Cグラウンドとございます。

1枚おめくりいただきまして、別表第2でございます。こちらは施設の使用料の関係でございますが、郡上市民の使用と郡上市民以外の使用ということで、使用料を分けて規定をしております。郡上市民につきましては、A、B、Cグラウンド、それぞれ1時間につき1,050円、420円、730円と定め、また郡上市民以外の利用につきましては、半日につき1万5,000円、3,000円、1万円、また1日につき3万円、6,000円、2万円と規定をしております。

また、先ほどの13条のところ、指定管理委託した場合のそうした使用料につきましては、これらの額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする規定をしております。

次のページは、郡上市体育施設条例の一部改正の新旧対照表でございます。

第2条において、ごらんのように体育施設の一覧がございます。1から31までございますが、この表の一番左の列、この番号の列の削除をいたします。

また、次の2ページの22番のところ、高鷲吠高原スポーツ広場の条項がございますが、この1条を削除するものでございます。

3ページ目では、別表で、体育施設使用料についての規定がございますが、これも現行の右側、高鷲吠高原スポーツ広場の使用料の条項を削除するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 議案第10号 郡上市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、郡上市市道の構造の技術的基準を定める条例を次のとおり定めるものとする。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の一部改正に伴い、市道の構造の技術的基準を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

条例の内容としましては、1条から43条で指定をしておるわけでございますけれども、ほとんどの部分については、国の基準を参酌しておりまして、独自の基準のみについて説明させていただきます。

1つ目としましては、第3条で、2車線改良と1車線改良、待避所を組み合わせた1.5車線の道路整備ができる規定を設けております。3種5級という区分を明記しております。

2つ目は、第5条で、片側1車線の道路改良を行う際に急カーブ等、安全な通行に支障を来す場合には中央分離帯を設置する規定を設けております。

それから、第8条では、停車帯幅員を市内の実情に合わせて2.5メートルということでありますが、状況に合わせてその幅員を1.5メートルまで縮小できる規定を設けております。

それから、4つ目としまして、第11条の3項で、歩道幅員でございますが、2メートル以上となっているものを1.5メートルまで縮小できる規定を設けております。

それから、第29条の4項では、交差点部の車道幅員において直進車線及び右折車線を縮小できる規定を設けております。道路整備につきまして独自基準を設けておりますけれども、道路の性格上からも基本的には県が昨年定めた基準をもとに定めておりますので、よろしく願いいたします。

それから、議案第11号 郡上市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について、郡上市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例を次のとおり定めるものとする。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、10号と同等でございます。

内容としましては、案内標識のローマ字の大きさを日本語の50%というふうに定められておりましたけれども、今回ローマ字の大きさを日本語の70%まで拡大すると、ローマ字を見やすくすることによる制定でございますので、よろしく願いいたします。これも県に準じて基準を設けておりますので、よろしく願いいたします。

議案第12号 郡上市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路が満たすべき基準に関する条例の制定について、郡上市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路が満たすべき基準に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、高齢者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造基準を整備するため、この条例を定めるものでございます。

この条例の内容としましては、国の省令を参酌しておりますけれども、1条から34条となっておりますけれども、この条文の中の特定道路という文言がございますけれども、郡上市においては特定道路が指定されていないということで、現在のところにつきましては対象にはならないわけでございますけれども、今後の指定も考えられることから、県の指導等もある中で、今回制定をさせていただくものでございますので、よろしく願いいたします。

それから、次に議案第13号 郡上市都市公園条例の一部を改正する条例についてでございます。

郡上市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年2月28日提

出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による都市公園法の一部改正に伴い、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準等を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

都市公園法につきましては、従来は設置と管理の規定のみであったものでありますけれども、今回公園の規模とか、配置に関する条例を新たに追加するものでございます。対象公園としましては、都市計画区域内の公園ということで、八幡町の中にあります12カ所が対象になるものでございます。

続きまして、議案第14号 郡上市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について、郡上市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例を次のとおり定めるものとする。

平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、特定公園施設の設置基準を整備するため、この条例を定めるものでございます。

この条例の制定につきましては1条から14条ということでございますけれども、特定公園施設を高齢者、障がい者が利用しやすくするための基準を設けるものでございまして、公園の出入り口の幅、それから公園内の通路の道路幅、道路の勾配、それから階段等の手すり、それから傾斜路の幅、それから縦断の勾配、それから駐車場等の車椅子専用駐車場の設置、あるいは車椅子利用者の方の利用できる便所の設置といったようなことに関する条例を制定するものでございますので、よろしくをお願いします。この対象につきましても、都市計画の区域内の公園が対象ということで、12カ所が対象となるものでございます。

続きまして、議案第15号 郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅の入居者資格等の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。特に、住宅の確保に配慮が必要な方の対象範囲及び入居基準を改正するものでございます。

第4条の2の第1項の3号に、小学校入学の者がある場合というのを今回中学校卒業までの者がある場合または医師が証明する妊産婦がある場合に拡大をするものでございます。

それから、入居収入基準については、これは第4条の2の第1項でございますけれども、これまで収入月額21万4,000円以下から、さらに緩和し、25万9,000円以下というのが主な改正内容点でござ

ざいます。

続きまして、議案第16号でございます。郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について、郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、市有住宅の入居者資格について、郡上市市営住宅管理条例との整合を図るために、この条例を定めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第17号 郡上市市営住宅等整備基準条例の制定について、郡上市市営住宅等整備基準条例を次のとおり定めるものとする。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅の整備基準を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

これも1条から14条で制定をしておるわけですが、独自の基準としましては、4条で、住宅建設時には郡上市産材の利用に努めるようというものの規定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 続いて、環境水道部長 木下好弘君。

○環境水道部長（木下好弘君） 議案第18号 郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について、郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、簡易水道施設の統合事業で進めようとしております大和中央簡易水道施設及び高鷲南部簡易水道施設の認可変更申請に伴い、給水区域等を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。いずれも平成25年の事業着手で、平成27年の完成を目指すというものでございます。

2枚おめくりをいただきまして、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、1ページでございますが、別表第1の関係でございますけれども、右の欄が旧でございますが、ここの中でアンダーラインが引いてございますまず八幡町の小瀬子飲料水供給施設、それから大和町の中央簡易水道、大和町の神路簡易水道、それから大和町の場皿飲料水供給施設、それから裏側をごらんいただきまして大和町の西簡易水道でございますが、これを左の新しい欄でございます1ページでございますけれども、大和町大和中央簡易水道に統合をして認可取得をするというものでございまして、この大和町の大和中央簡易水道につきましては給水区域がここに掲載してございまして、この大和町の万場、剣、徳永、河辺、名皿部、野口、福田、口神路、中神路、下古道、落部、洞口、場皿の各一部及び八幡町瀬取一区、瀬取二区の各一部ということでございます。給水人口が4,880人、日最大の給水量は1,980立米ということでございます。

なお、大瀬子地区がこのエリア内に未普及でございましたけれども、今回解消することといたしております。

それから、2ページのほうをごらんいただきまして、高鷲町でございますが、中央簡易水道、旧の欄でございますけれども、それから小洞簡易水道、大洞飲料水供給施設を削除いたしまして、高鷲町高鷲南部簡易水道とするものでございます。統合後の行政区域につきましては、ここに掲載してあるとおりでございますし、給水人口、日最大給水量につきましては1,530人、808立米というふうにするものでございます。今年度の認可変更手続きに伴い、条例改正をしようとするものでございますので、お願いをいたします。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行することといたしております。

続きまして、議案第19号 郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、郡上中部清掃センター、八幡埋立場及び大和埋立場の廃止に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

2枚おめくりをいただきまして、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。旧の欄の郡上中部清掃センター、それから八幡埋立場、大和埋立場、アンダーラインが引いてあるものでございますが、施設の取り壊しまたは埋め立て完了に伴いまして廃止手続を行っておりましたが、この完了に伴いまして削るものでございます。この条例につきましても、公布の日から施行することといたしておりますので、お願いをいたします。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 続いて、健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） 議案の20号から25号までございますので、少し12時オーバーするかもしれませんが、よろしく申し上げます。

議案の第20号でございますが、郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例及び郡上市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例及び郡上市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、障害者自立支援法の一部改正に伴いまして、引用する法律名を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきまして、最後のページの1ページのところに新旧対照表がございます。この障

害者福祉サービス事業所の設置というのは、御承知のように、郡上市内にあります「すみれ作業所」でありますとか、「みずほ園」でありますとか、「ぼふらの家」等々の名称とか、位置を定めておる条例でございますけども、この設置のところの第1条で、旧であります、障害者自立支援法を新しいほうでは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律というふうに改正するものでございます。

めくっていただきまして裏のページでありますけども、このものにつきましては障害者自立支援審査会の定数を定めるための条例ということの旧、新でございますが、同じくこの旧の中の第1条の設置に障害者自立支援法を新のほうでは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律というふうに改正するものでございます。この自立支援審査会につきましては、障がい者の方の障がいの程度の認定審査会をそもそも定めておるものでございます。

御承知と思いますけども、これは単に障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に名前が変わったわけじゃなくて、その中身としては、法に基づく日常生活、社会生活の支援、共生社会を実現するための社会参加の確保でありますとか、市町村が実施しております地域生活支援事業の必須を追加するというようなことがございますし、26年度からはケアホームやグループホームへの一元化と、こういうふうに法律が変わっておりますので、名前の中も一応ちょっと御説明だけさせていただきましたけども、法律の改正の概要についてはそういうことでありますので、よろしく願いいたします。

なお、附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第21号でございますが、郡上市障害児通所支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、郡上市障害児通所支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、「白鳥ことばの教室」の移転に伴いまして、施設の位置を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきまして、これも一番最後の新旧対照表を見ていただきたいと思います。第2条のところでございますが、名称、3段目、「白鳥ことばの教室」、位置とありますが、郡上市白鳥町白鳥33番地5から、新のほうですが、郡上市白鳥町白鳥359番地25ということで、3月末には完成し、4月から新しくこの施設で開所できるというふうにしております。

附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するというものでございますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第22号でございます。

これはお手元にちょっとわかりやすくピンク色で、見やすいと思ったものですから、ちょっと色

をつけましたけど、ピンク色で、この簡単な説明資料をつけさせていただきました。22号から24、25と、68号は後ほどになりますが、この関連でございます。お手元にあるように大変分厚い230条から一つはなるものでございますので、これを1条1条説明しますと、大変長くなりますので、概要だけの説明になりますが、よろしく願いいたします。

議案第22号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について、郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型介護サービス事業所のサービスに係る人員、設備及び運営の基準を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

今私が申しました、まず地域密着型サービスという言葉がたくさん出てまいります。そのサービスに係る事業所というふうに出てきますものですから、この資料の3ページをごらんいただきたいと思えます。ピンク色の資料の3ページを見ていただきますと、指定地域密着型サービスは何やということがここに書いてございます。

それで、これまた全部説明しておりますと、大変長くなりますので、後ほど条例の中で出てくるわけですが、例えば一つのサービス名で、定期巡回・随時対応型訪問介護サービスは何やということが、このサービス内容が書いてあります。それで、この間、このものに対する議案は22号に關係しますよというふうには書いてあります。

一番下を見ていただきますと、認知症対応型通所介護（介護予防サービスあり）と、介護予防というのは、実は23号に予防というものが出てきますものですから、22号と23号にこのサービスが關係しますよというふうには理解をしてください。内容については、同じくサービス内容はどういうことをこのサービスがやるかというのを書いてございますので、これもごらんいただきたいと思えます。

それから、黒い星印があろうかと思えます。現在、郡上市の中でこのサービスを実施しておるかどうかということを確認しました。

それで、この3ページのほうにつきましては、黒印は3つとも現在該当するサービス事業所は、郡上市内にはございません。

めくっていただきまして、4ページのほうですけれども、小規模多機能型居宅介護のサービスは星印を見ていただきますと、白鳥にありますコスモス苑「ゆうゆう」、それから大和にあります「ほたるの家」、それからその下でありますけれども、認知症の關係の生活介護につきましては、白鳥にありますコスモス苑で、「赤とんぼ」、「夕焼け小焼け」という施設であります。それから八幡地内にあります「郡上八幡バラの家」、その次の地域密着型特定施設入居者生活介護、これは白鳥に

ございます「なるがの憩いの家」ということで、今言いましたサービス事業所につきましては郡上市内にあるということで、あとは一応法的に制度上は今回制定させていただきますけども、現在のところは郡上市内にないということをまずちょっと頭の中に入れておいていただいたほうがわかりやすいと思いますので、よろしくお願いたします。

それで、22号の関係でございますけども、このものにつきましても平成18年3月14日に厚生労働省のほうの第34号ということで、国のほうがこういう基準を定めておったということなんです。これを今回介護保険法の改正によって、郡上市で条例を定めよということになったということです。ですから、そもそもはこの基本的なものについては、国のほうで、厚生労働省のほうであったということをまず理解していただきたいと思います。

それで、今回この条例につきましては、第2章から、先ほど私が言いました対応型のものにつきまして、基本的な方針でありますとか、人員に対する基準、設備に関する基準、運営に関する基準という形で、この法律を定めております。

それで、この定めるに当たって国からの指示の中に国の基準に従い定めなさい、変えていけませんよというものにつきましては、従業員に係る基準でありますとか、当該従業員の人数については、この施設では何人要るかということは変えていけませんよと、こういうようなことがございます。

それから、国の基準に標準して定めるものの中に利用定員というものがございます。あとその他のものが、いわゆる参酌をして定めてもいいよというものでございます。

それで、今回第22号の中で、我々の参酌の中で、今までの基準から変えたものとして、実はこの中に細かく書いてあるわけですけども、いろんなサービスをした記録をその施設でとどめてもいいですよというふうになっただけですけども、今回新たにこの条例の中では、記録をとどめるとともに、我々行政のほう、市長に報告をしなさいということを入れさせていただきました。

それから、それぞれ運営推進会議というものをしておられますけども、おおむね2カ月に1回という基準でございますけども、現在の状況で見ますと、4カ月に1回ということで、ちょっとその辺については4カ月に1回ということでさせていただきました。

それから、運営上の重要な事項ということで、今までは前の国の基準では基準がありませんでしたけども、今回この見直しの中で定める中で、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う手続、苦情処理するために講ずる措置の概要というのを新たに追加させていただきました。

それから、居室の定員につきましては、現在、1人の居室の定員は1人というふうに国のほうはなっておりますけども、低所得者の方が入りやすいというようなことを考慮しながら、1人の居室の定員は4人以下とすると、4人以下ならいいですよということを新たに入れさせていただきました。

それから、いろんなサービスの記録の保存年数を現在は2年間というふうに国のほうは定めてお

りましたけども、介護報酬の過払いの返還請求権が5年ございますので、この辺につきましては5年間保存してくださいというのを郡上市として新たに見直しして、この条例を制定させていただきたいということがございますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（清水敏夫君） 健康福祉部長、まだ時間ありますので、とりあえず昼食の時間としたいと思っておりますので、一時説明の中断をお願いいたします。

（「はい」と健康福祉部長の声あり）

○議長（清水敏夫君） それでは、ただいまから暫時休憩に入ります。開会は1時を予定しますので、よろしくお願いいたします。

（午後 0時02分）

○議長（清水敏夫君） それでは、午前に引き続きまして、午後の部の会議を開会をいたします。

（午後 0時58分）

○議長（清水敏夫君） 先ほど提案説明が途中でございましたので、引き続いて。

健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） できるだけうまいこと説明をしようと思って努力をしておりますけれども、よろしくお願いいたします。

先ほどの22号の冒頭で、僕は、この条例が230条と言い方をしましたけど、203条からになっておりますので、ちょっと訂正をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、議案の第23号のほうでございますが、郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の制定について。

郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービス事業所のサービスに係る人員、設備及び運営等の基準を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

これも見ていただきますように、91条からなるものでございます。先ほどの22号とちょっと比較してお話をさせていただきますと、この条例の頭のところにこちらのほうは介護予防という言葉が入っております。要は、先ほどは介護の施設であり、これは介護予防のための施設と、こういうふうに御理解をまずしていただきたいと思います。

それで、先ほどの資料の中でありました3ページ、4ページの23号に関するものにつきましては、認知症の対応型通所サービスと、それからその裏に書いてあります小規模多機能、それから認知症

の生活介護、この3件でございます。先ほどは203条ということでしたが、今回は、このサービスが三つでありますもんですから、条も少なくなっているというふうに、まず解釈をしていただきたいというふうに思っております。

それで、この条例の制定の根拠につきましては、介護保険法の第115条の14の改正によるものでございますが、この基準につきましても平成18年の3月14日、これは厚生労働省令第36号でこのような基準が、国のほうといたしますか、厚生労働省のほうで基準がつくられております。これを先ほどと全く同じ理由でございますけれども、法の改正によって市のほうで定めようというもので今回定めさせていただくものでございます。

中身につきましては、今回は予防のサービスがここに入っておるということで、三つの先ほど言いましたサービス事業所のサービスが対象になっておるということでございます。

それからもう1点、頭のところの2番目に、運営等という「等」という字が入っております。前のやつは「等」という言葉がなかったというふうに思っております。

この「等」とはなぜかといいますと、この「等」とにつきましては、条例の1ページをちょっと開いていただきますと、それぞれの4節とか5節に介護予防の効果的な支援の方法に関する基準、これがこの介護予防のほうには入っております。介護のほうには22号にはございません。このことを「等」というふうに言っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それで、考え方は全く同じでありまして、国がつくっております基準に従いなさいというものは構っておりません。郡上市の中で参酌して定めたものとして、今回は三つでありますけれども、三つのサービスということで先ほどと同じでありますけれども、記録をとどめるだけじゃなくて、市長のほうにも記録したことを報告くださいというのを郡上市として見直し、入れさせていただきました。

それから、やっぱりこれらの施設の運営推進会議につきましても先ほどと同じで、おおむね2カ月に1回を4カ月に1回でいいですよというふうに負担の軽減をここはさせていただきました。

それから、記録の保存年数につきましても、現状は2年保存してくださいということでございますけれども、介護報酬の過払いの返還の請求権が5年あるということでありますので、このことにつきましても5年ということで、これが国の基準に変えて市のほうが新しくつくる中で見直しをさせていただいた部分でありますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それぞれ、先ほどちょっと言い忘れましたが、22号、23号につきましては、施行規則の中で平成25年の4月1日から施行するというものでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。本来なら1条1条説明するのが本意であろうかというふうに思えますけれども、今言いましたような形での人員基準等々、運営基準については同じでありますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案の第24号でございます。郡上市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定

員等に関する条例の制定でございます。

郡上市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年2月28日、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員数の規定を整備するために、この条例を定めるものでございます。

めくっていただくと同時に、先ほどのピンク色の資料の2ページのほうも参考にさせていただきたいというふうに思います。

この条例は何を言いたいかといいますと、いわゆる特別養護老人ホームです。特別養護老人ホームは、80床とか50床とかいうのがありますけれども、地域密着型ということで、29人以下の施設については地域密着型という言い方をしておりますけれども、特別養護老人ホームの29人の施設をつくったときの入所の定員というようなことでの条例ということでもありますけれども、第1条の趣旨につきましては、介護保険法の第78条等と、これにつきまして、これらの申請を定めるものというものになります。

それで、第2条のところ、入所の定員ということで、29人にするというふうにご書いてございます。実は、これはもともとの国のほうの介護保険法の中では、入所定員が29人以下である申請者によりというふうになってはいますが、今回市のほうで条例を定める介護保険法の中の改正では、29人以下であって、市町村の条例で定めなさいというふうな改正がされましたものですから、今新たに市町村の条例としてこれを入れさせていただいたということでございます。

第3条のところでございますけれども、これは申請者を定めておりますけれども、介護保険法の改正前は、申請者が法人でないときというふうにならされておりましたけれども、介護保険法の改正で申請者が市町村の条例で定めるものというふうになっておりますものですから、今回この条例を定めたというふうになります。

さらに、3条におきましては、郡上市では、法人のうちでも、郡上市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等というようなことで、郡上市のほうでは暴力団員を排除しておりますものですから、そういう方はだめですよということを新たに入れさせていただいたものでございます。

第4条につきましては、これは介護予防のほうの事業者の指定ということでもありますけれども、それについては第3条と同じでございます。

附則としまして、平成25年の4月1日から施行するというものでございますので、よろしく願いをいたしたいというふうに思います。

次に、議案の第25号でございます。郡上市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。

郡上市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のとおり定めるものとする。平成25年2月28日提

出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴いまして、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を規定するため、この条例を定めるものでございます。

めくっていただきます。その前に、この平成24年の5月11日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布をされました。法の施行は公布の日から1年を越えないところでということと定められております。

それで、今回、郡上市としては、この対策本部条例を提案させていただくわけでございますが、まず、第1条のところの目的でございます。目的は、対策本部に関し必要な事項を定めるということとでございます。

組織としましては、新型インフルエンザ等対策本部の対策本部長は、対策本部の事務を総括するというので、第2条では2項から5項まで、組織のことをここではうたっております。

第3条におきましては、対策本部の会議ということと、会議に関するものを2項にわたって、ここで規定をしております。

第4条でありますけれども、対策本部の部ということと、部に所属する本部員は本部長が指名するというようなことで、部のことを第4条の1項から4項で定めております。

5は雑則でございます。

附則としまして、この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行日から施行するということになっております。

それで、これらの目的につきましては、先ほど申し上げましたけれども、新型インフルエンザ及び「等」というのは、急速的に蔓延のおそれがある新感染症というのが「等」ということでございますけれども、国のほうが対策の強化を図り、国民の生命でありますとか、健康を保護し、国民生活や国民経済の影響に及ぼすことを最小限にするためということとでございます。

それで、この措置法の中で万が一のことがございましたら、国は新型インフルエンザ等の緊急事態宣言を発生するわけでございます。それを受けて市町村は直ちに対策本部を設置しなければならないというふうになっておりますものですから、今回この条例で対策本部を設置するということとでございます。

それで、あとは、対策本部だけを設置しても何もならないわけでありまして、いわゆる行動計画の作成ということになるわけでありまして、現在、国、県のほうでは、ことしの夏にかけて、この行動計画の作成を行われて市町村のほうに示されるということと作業が進んでおります。市のほうはそれらの国、県の行動計画を見ながらこの計画を今年度中に作成すると、こういうふうな流れになっておりますので、今回の条例につきましては対策本部の条例ということとですので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

なお、御承知のように、平成21年の3月に、メキシコでありますとかアメリカ等々で大変、豚インフルということで、感染で、皆さん方もテレビでいろいろ覚えてみえると思いますけど、空港なんかで白い服装して、いろいろあったと思いますけど、あのときにはこういう法というよりも緊急的ないろいろ対策が練られまして、当時、郡上市におきましても対策本部等をつくったわけでありましてけれども、今回のこの対策本部は正式に法に基づいた対策本部という位置づけになりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

以上、ちょっと長々と御説明申し上げましたけれども、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（清水敏夫君） ただいままでに説明のありました議案第4号から議案第25号までの22件については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま常任委員会に付託いたしました議案第4号から議案第25号までの22件については、会議規則第44条第1項の規定により、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号から議案第25号までの22件については、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第26号から議案第42号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程29、議案26号 平成24年度郡上市一般会計補正予算（第5号）についてから日程45、議案第42号 平成24年度郡上市病院事業等会計補正予算（第2号）についてまでの17件を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、議案第26号から42号までを一括して御説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、議案第26号 平成24年度郡上市一般会計補正予算（第5号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

今回のこの補正は、国の緊急経済対策と、また、そのほかの24年度の事業の確定に伴う補正でございます。緊急経済対策については、4億2,805万3,000円を見込んでございます。

1 ページ目をお願いいたします。

平成24年度郡上市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,137万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ305億9,475万5,000円とする。

2は省略させていただきます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

続いて、6ページをお願いいたします。

「第2表 繰越明許費補正」、ここでは事業名のところに緊急経済対策というふうに書いてございます。これが今回の経済対策の繰り越し分でございます。その他については他の24年度の事業でございます。

それでは、事業名と金額のほうだけを読まさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

長良川鉄道近代化整備事業2,940万円、県営郡上南部広域営農団地農道整備事業5,250万2,000円、県営中山間地域農村活性化事業分担金5,643万7,000円、県営地域用水環境整備事業900万円、公共林道整備事業2,076万9,000円、道整備交付金事業606万円、道整備交付金事業7,224万円、合併特例道路整備事業143万円、過疎対策道路整備事業708万3,000円、辺地対策道路整備事業9,356万2,000円、社会資本整備総合交付金事業1億3,264万8,000円、社会資本整備総合交付金事業3,800万円、道整備交付金事業6,900万円、橋梁維持補修事業800万円、除雪機器整備事業2,700万円、公共急傾斜地崩壊対策事業1,570万円、公営住宅等ストック総合改善事業1,860万5,000円、消防施設整備費1,140万円、消防施設整備費900万円、中学校耐震補強事業1,236万2,000円、現年補助災害復旧事業林業用施設が1,317万8,000円、現年補助災害復旧事業公共土木施設が1億1,292万5,000円、合計が8億1,630万1,000円の繰り越しをお願いしたいものでございます。

これにおいては事業執行に係る調整等々の不測の日数を要したためと、また、経済対策の補正のために年度内完成が見込めなかったということでございます。

続いて、「第3表 地方債補正」でございます。起債名と補正後の金額を読まさせていただきます。

一般単独事業で合併特例債ですが、13億8,890万円です。辺地対策事業5億6,250万円、補助災害復旧事業1億2,670万円、過疎対策事業が2億6,140万円でございます。合計で補正前が35億5,780万円が、補正後に34億1,250万円でございます。

続いて、議案第27号 平成24年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いします。

平成24年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,747万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億328万2,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ245万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,396万6,000円とする。

2以降は省略させていただきます。

続いて、議案第28号 平成24年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いします。

平成24年度郡上市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,759万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,539万6,000円とする。

2は省略します。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

3ページをお願いします。

「第2表 繰越明許費」でございます。ここでは高鷲の北部統合簡易水道事業で1億4,869万9,000円ということでございます。これについても国の経済対策補正のための年度内完成が見込めないということでございます。

「第3表 地方債の補正」、起債の目的と、また補正後のみの金額の説明をさせていただきます。簡易水道事業で2億5,720万円、辺地対策事業で1億3,900万円、過疎対策事業で100万円、合計で補正前が3億6,290万円が、補正後が3億9,720万円でございます。

議案第29号 平成24年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページ目をお願いします。

平成24年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,006万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,140万2,000円とする。

2は省略します。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

4 ページをお願いします。

地方債の補正でございます。変更でございますが、これには下水道事業、補正後が6億4,240万円、内訳として、特定環境保全公共下水道事業ですが1億4,250万円、農業集落排水事業債が6,720万円、個別排水事業債が310万円、辺地対策事業で1,060万円、合計が、補正前が6億8,680万円が、補正後で6億5,310万円でございます。

続きまして、議案第30号 平成24年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをお願いします。

平成24年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,439万円とする。

以下は省略させていただきます。

議案第31号 平成24年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。

平成24年度郡上市のケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ387万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,501万6,000円とする。

以下は省略させていただきます。

議案第32号 平成24年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。

平成24年度郡上市の宅地開発特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,171万円とする。

2 以降を省略させていただきます。

議案第33号 平成24年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28

日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをお願いします。

平成24年度郡上市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ660万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,050万3,000円とする。

2以降は省略いたします。

議案第34号 平成24年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。

平成24年度郡上市の白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ545万円とする。

2は省略します。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

2 ページの繰越明許のところをお願いいたします。

繰越明許で新規でございますが、造林事業で261万3,000円ということでございますが、ここについては1月に新規に事業採択になったということで、年度内完成が見込めないということで、よろしくをお願いいたします。

議案第35号 平成24年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。

平成24年度郡上市の牛道財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ323万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,351万7,000円とする。

2以降は省略させていただきます。

議案第36号 平成24年度郡上市北濃財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをお願いします。

平成24年度郡上市の北濃財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ479万6,000円とする。

2は省略します。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

ここにおいても2ページ目、「第2表 繰越明許費」、造林事業で149万4,000円ということで、事業の増での年度内完成が見込めなくなったということでございます。

議案第37号 平成24年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いします。

平成24年度郡上市の石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,493万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,241万1,000万円とする。

2は省略します。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

ここにおいても繰越明許でございますが、造林事業ということで、事業の増ということで1,493万1,000円をお願いいたします。

議案第38号 平成24年度郡上市高鷲財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いいたします。

平成24年度郡上市の高鷲財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,184万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,811万3,000円とする。

2以降は省略させていただきます。

議案第39号 平成24年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いいたします。

平成24年度郡上市の明宝財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,368万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,718万8,000万円とする。

2は省略させていただきます。

議案第40号 平成24年度郡上市和良財産区特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28日、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いします。

平成24年度郡上市の和良財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ161万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,781万5,000万円とする。

2以降は省略させていただきます。

議案第41号 平成24年度郡上市水道事業会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いいたします。

まず、総則でございますが、第1条、平成24年度郡上市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

ここでは、補正の科目と補正予定額を説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

第1款八幡地域水道事業費用でございます。補正予定額が411万9,000円です。第2項で、営業外費用で411万9,000円でございます。

第2款においては、白鳥地域水道事業費用で456万3,000円、第2項で、営業外費用で456万3,000円でございます。

続いて、議案第42号 平成24年度郡上市病院事業等会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いいたします。

総則、第1条、平成24年度郡上市病院事業等会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成24年度郡上市病院事業等会計予算、以下予算で第3条に定め

た収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款郡上市市民病院事業収益でございますが、補正予定額が1,463万5,000円、第1項の医業収益で1,003万5,000円でございます。第2項の医業外収益で95万3,000円、第4項の特別利益で364万7,000円。

第2款の郡上市国保白鳥病院事業収益で116万3,000円、第2項の医業外収益で74万1,000円、第3項の訪問看護ステーション事業収益で42万2,000円でございます。計で1,579万8,000円の補正予定額でございます。

支出が、第1款が郡上市市民病院事業費で1,463万5,000円、第1項の医業費用で1,003万5,000円でございます。第4項の特別損失で460万円。

第2款の郡上市国保白鳥病院事業で116万3,000円、第1項の医業費用で116万3,000円でございます。計で1,579万8,000円でございます。

続いて、2ページ目、資本的収入で、第3条、予算第4条本文括弧書中、過年度及び当年度損益勘定留保資金2億3,531万3,000円を過年度及び当年度損益勘定留保資金2億261万9,000円に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するというのでございます。

ここで、収入で第1款でございますが、郡上市市民病院事業資本的収入が、補正予定額が3,658万2,000円、第1項の出資金で120万円、第3項の補助金で3,538万2,000円、第2款の郡上市国保白鳥病院事業資本的収入で388万8,000円の減額でございます。第3項の補助金で388万8,000円の減額でございます。計で3,269万4,000円でございます。

また、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費ですが、補正額が1,003万5,000円でございます。

他会計からの補助金ということで、第5条、予算の第9条中、1億1,173万5,000円を1億1,175万4,000円に改めるということでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。ただいま説明のありました議案第26号から議案第42号までの17件については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託いたします。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第26号から議案第42号までの17件については、会議規則第44条第1項の規定により、3月4日正午までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号から議案第42号までの17件につい

ては、3月4日正午までに審査を終了するように期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第43号から議案第65号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程46、議案第43号 平成25年度郡上市一般会計予算についてから日程68、議案第65号 平成25年度郡上市病院事業等会計予算についてまでの23件を一括議題といたします。説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、議案第43号から議案第65号までを一括して説明させていただきます。

予算額については、総括表を読み上げさせていただいて説明にかえさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、まず、この青いほうでよろしく願いいたします。

議案第43号 平成25年度郡上市一般会計予算について、議案第44号 平成25年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、議案第45号 平成25年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について、議案第46号 平成25年度郡上市下水道事業特別会計予算について、議案第47号 平成25年度郡上市介護保険特別会計予算について、議案第48号 平成25年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、議案第49号 平成25年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について、議案第50号 平成25年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、議案第51号 平成25年度郡上市宅地開発特別会計予算について、議案第52号 平成25年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、議案第53号 平成25年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、議案第54号 平成25年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第55号 平成25年度郡上市大和財産区特別会計予算について、議案第56号 平成25年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について、議案第57号 平成25年度郡上市牛道財産区特別会計予算について、議案第58号 平成25年度郡上市北濃財産区特別会計予算について、議案第59号 平成25年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について、議案第60号 平成25年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について、議案第61号 平成25年度郡上市下川財産区特別会計予算について、議案第62号 平成25年度郡上市明宝財産区特別会計予算について、議案第63号 平成25年度郡上市和良財産区特別会計予算について、議案第64号 平成25年度郡上市水道事業会計予算について、議案第65号 平成25年度郡上市病院事業等会計予算について。

上記について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

それでは、総括表のほうで、会計名と平成25年度の予算額を読み上げさせていただきます。

一般会計278億1,300万円でございます。国民健康保険特別会計が50億6,863万円、国民健康保険

特別会計直営診療施設勘定が4億9,690万9,000円、簡易水道事業特別会計が14億8,915万2,000円、下水道事業特別会計24億1,262万9,000円、介護保険特別会計が38億2,535万7,000円、介護サービス事業特別会計が7億2,259万2,000円、ケーブルテレビ事業特別会計が2億5,055万2,000円、駐車場事業特別会計387万円、宅地開発特別会計が1,802万3,000円、青少年育英奨学資金貸付特別会計が5,136万1,000円、鉄道経営対策事業基金特別会計が1,191万8,000円、後期高齢者医療特別会計が5億4,467万1,000円、大和財産区特別会計が1,614万7,000円、白鳥財産区特別会計が444万円、牛道財産区特別会計が1,425万円、北濃財産区特別会計が668万3,000円、石徹白財産区特別会計が3,280万8,000円、高鷲財産区特別会計が2,710万8,000円、下川財産区特別会計が665万5,000円、明宝財産区特別会計が2,284万4,000円、和良財産区特別会計が2,538万4,000円でございます。

また、企業会計においては、水道事業会計が、収益が2億5,379万6,000円、資本が1億1,822万2,000円、病院事業等会計では、収益が40億8,729万円、資本で7億3,115万3,000円でございます。

総合計としまして、25年度においては480億5,544万4,000円でございます。前年度の比では0.49%の減ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

ただいま説明のありました議案第43号から議案第65号までの23件については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、議案第43号については予算特別委員会に、議案第44号から議案第65号までの22件についてはそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りをします。ただいま予算特別委員会及び各常任委員会に付託しました議案第43号から議案第65号までの23件については、会議規則第44条第1項の規定により、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号から議案第65号までの23件については、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

なお、それぞれの委員会に提出されました資料につきましては、議員全員に配付されますようお願いいたします。

◎議案第66号から議案第68号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程69、議案第66号 白山長滝公園ほか2施設の指定管理者の指定についてから日程71、議案第68号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定についてまでの3件を一括議題とします。

説明を求めます。

商工観光部長 蓑島由実君。

○**商工観光部長（菫島由実君）** 議案第66号 白山長滝公園ほか2施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、白山長滝公園、白鳥地域特産物振興センター、白尾ふれあいパーク。
- 2、指定する団体、郡上市白鳥町向小駄良693番地2、株式会社しろとり。
- 3、指定の期間、平成25年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

この3施設につきましては、現在、郡上白鳥道の駅管理運営協会に指定管理の委託をしておりますが、同協会としては、経営体制の強化、あるいは経営の整備強化のために法人化を進めておりまして、同協会が100%出資をします「株式会社しろとり」という法人を平成24年12月13日に設立いたしました。

そして、これら3施設の指定管理につき、この「株式会社しろとり」へその指定管理を移行をしたいという、そうした申請が郡上市へ出てまいりました。

内容を審査した上で適切と認め、「株式会社しろとり」へ新たに指定管理者の指定をすると、そうした案でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○**議長（清水敏夫君）** 農林水産部長 野田秀幸君。

○**農林水産部長（野田秀幸君）** 議案第67号 郡上市白鳥木遊館の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、郡上市白鳥木遊館。
- 2、指定する団体、郡上市白鳥町向小駄良693番地2、株式会社しろとり。
- 3、指定の期間、平成25年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

この施設につきましては、今ほど議案第66号で説明のありました施設の中に白鳥地域特産物振興センターがございますけども、この施設の隣に木遊館がございます、これまで郡上森林組合に指定管理をお願いしてございました。

隣の白鳥地域特産物振興センターがこの4月より、これまで任意団体であった郡上白鳥道の駅管理運営協会が、これが法人化をしました「株式会社しろとり」に指定管理が移行されることに伴いまして、森林組合に対しまして木遊館との一体的管理についての話がございまして、スケールメリットと相乗効果を期待し、森林組合も協力する形でこの法人に指定管理を受けさせていただきたい意向となりましたので、今回この「株式会社しろとり」に指定管理をさせていただくということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○**議長（清水敏夫君）** 続きまして、健康福祉部長 布田孝文君。

○**健康福祉部長（布田孝文君）** それでは、議案の第68号でございます。フレンドシップつくしの家

の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称であります、フレンドシップつくしの家でございます。

指定する団体は、郡上市大和町大間見1648番地の1、郡上つくし会。

指定期間につきましては、平成25年4月1日から平成28年3月31日までということでございます。

現在、このフレンドシップつくしの家につきましては、NPO法人コミシス郡上さんのほうが平成22年度から運営をしていただいております。若干経過をお話させていただきますと、フレンドシップつくしの家につきましては、もともとは平成14年度、当時の郡上の保健所と、それから、郡上郡7カ町村が、家族会の方々と一緒になって、小規模授産所ということでこの活動を始められました。

しかしながら、国のほうの法の改正等で平成18年度から障害者自立支援法が施行されまして、法に基づく就労継続支援の事業所としての運営ということで、このときに県のほうからの事業所指定を受けるには、基準を満たす人員配置とか、いろいろな制限がございまして、当時、郡上市社会福祉協議会のほうに一旦は経営をしていただくことになりました。

その後、平成22年にNPO法人のコミシス郡上のほうは、当時、大和地域を中心にさまざまな活動をされておったというようなことで、経営母体も大和地域にあるというようなことで、社会福祉協議会のほうから現在のNPO法人コミシス郡上さんのほうに変わっていただいたわけですが、今回、家族会の方々等とのいろいろなお話の中で、家族会が中心となっていく運営の力がついてきたというようなことで、NPO法人のほうでも話し合いがいろいろされまして、新しく新年度からはこの「郡上つくし会」のほうで運営をさしていただきたいというお話がございました。

指定管理の選定の方法の中にはいろいろ諸条件がございまして、この中の施設の設置、利用状況、管理組合の状況とか受託団体の設立の経緯でありますとか、さまざまな要件、それから、今回のような精神・知的の方々が利用しておられる施設ということで、公募による選定というよりも、もともとは家族会の方々がやりたいという思いがあったこの施設でありますので、我々事務局としても、そのお話を聞きしながら、この「郡上つくし会」のほうに25年度から指定管理の変更をしていきたいというふうに、この提案をさしていただくものでございます。

なお、実は、この設立に当たっては、中心的に活動をされておりました家族会の会長さんがちょっと御不孝なことがございまして、NPO法人を立ち上げて運営をするという形を考えておられましたけれども、NPO法人の認可の手続の中で、若干おくれるということで、本来ですと3月、この議会に間に合うような形での設立ということで、ここにはNPO法人何々というようなことでの提案を思っておったわけですが、若干その面で二、三カ月その法人の設立がおくれるとい

うようなことで、今回、この議案の、この議会中には「郡上つくし会」ということでお願いをしておるものでございます。

なお、NPO法人になられたときには、改めて6月の議会にNPO法人、仮称でありますけども、NPO法人の「郡上つくし会」というようなことでの変更をさしていただくということも考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

以上です。

○議長（清水敏夫君） ただいま説明がありました議案第66号から議案第68号までの3件については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま各常任委員会に付託いたしました議案第66号から議案第68号までの3件については、会議規則第44条第1項の規定により、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第68号までの3件については、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をしたいと思います。再開は2時10分を予定しております。よろしくお願いいたします。

（午後 2時00分）

○議長（清水敏夫君） 会議を再開いたします。

（午後 2時10分）

◎議案第69号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程72、議案第69号 過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 議案第69号 過疎地域自立促進計画の変更について。

過疎地域自立促進計画を次のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

今回、変更につきましては、本文の中では、お配りをしておりますこの計画書の中では30ページ

をごらんいただきたいと思います。ここの中ほどにあります第5章高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、この現況と問題点の②児童福祉と、この部分で、現在の対象人数等の変更があるということと、2段落目、3段落目におきましては文面の修正追加がございました。

内容におきましては、特に、放課後児童クラブについては未整備地域の和良地域の設置が求められていますということで、23年度には和良地域でクラブの開設がされたというふうなことを踏まえての変更がございました。

また、31ページのその他対策の②児童福祉におきましても、2つ目の段落部分につきまして、「明宝地域の放課後児童クラブについては、指導者講習会の開催や実施主体への活動助成を行います」と、この部分につきまして、文面において追加をさせていただいております。

それで、この計画の中の事業計画につきましてでありますけれども、例えて言いますと、全てのこの各章、第2章の産業の振興から第9章の集落の整備に至るまで、それぞれにおきまして事業計画を掲載させていただいております。この部分が実施計画、これは24年度の事業の確定と25年度の今般の予算へ向けましての精査によりまして、事業が変更となったものをそれぞれこの事業計画において変更をかけさせていただいております。

例を申し上げますと、24ページの、ここが一番多いわけですが、ここは交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の計画、22年度から27年度の事業計画でございますが、ここを、もう1つお配りしておりますこの参考資料、もう1冊、別冊ですが、添付をしておりますその参考資料を見ていただきますと、これの1ページ目、1枚おめくりいただきまして、変更のところに市道元屋敷線の舗装L910メートルというのがございますが、それは変更前が954ということですので。

したがって、この24ページの上から2つ目のところの計画におきまして、L910というふうにして今般の事業計画の変更をこちらの計画に反映をさせておるということでありますので、先ほど申し上げました本文の変更のほかでは、各計画におきましては、これから申し上げますこの参考資料に添付しておりますそれぞれの事業計画によりまして、それぞれの事業計画の中身がこのように変更を反映させておるということですので、よろしく願いをいたします。

それで、この計画につきましては、既に一番最後のところにありますように、22年の10月の5日策定から既に1次、2次、3次を経まして、今般第4次の変更ということになります。

事業内容につきましては、県知事協議を経ておりまして、今般の市議会の議決を経まして国に報告をするという手続となっております。

既に御承知のように、過疎債を起債していくに当たりましての手続ということで、計画の中で反映させておるわけでありまして、それぞれの事業におきましては、予算の御審議の中で個別に細かく審議をしていただけるというふうにご考慮しておりますので、そういうふうにして受けとめていただ

きたいと思います。よろしくお願ひいたします。

そこで、主な変更でございますが、参考資料をごらんいただきたいと思ひます。

1枚おめくりをいただきますと、先ほどの計画では、第3章に当たります交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流事業の促進ということで、1つ、その事業名、市町村道のところですが、変更前、変更後のその対照表を載せさせていただいております。上から1、2、それから1つ飛びまして3、4、5と、この5件につきましては、それぞれ事業の量が少し延びる、延長する、あるいは少し延長が少なくなると、このような変更でございます。

3つ目の水沢上の6号線の改良につきましては、これは凍上債の事業で既に終わっておりまして、ここからは外したということでございます。

それから、下から1枚目の3つ、3番目です。畑佐下島線改良からずっとこう行きまして、2ページ目のこの市町村道の最後の横野小坂線改良までのところにつきましては、事業の追加ということで新しく計上をさせていただいております。

橋梁につきましても、これは新たに追加をするということで、奥長尾の和合橋につきましても補修を追加をしております。

林道につきましては、明宝荘川線、これは、大きな、これは事業量で一番大きいな変更になりますけれども、これは延長が減になると、それから、水馬洞線改良から、次のページの二間手水沢上線につきましては、延長の変更でございます。

また、峠の洞線につきましては新たに追加をするというところでございます。

次が生活環境の整備という項目で、水道施設簡易水道の項目で、日洞線改良関連配水管の布設ということで、これは延長が増ということでございます。

また、その次のところでは、大きく事業量を増ということで、管路の布設120メートルを追加をしております。

先ほどのは追加といひますか、メーターを入れたということでございます。済みません。

それから、次の明宝中央地区管路布設のところ、これが新たに追加をしたということでございます。

その次、医療の確保のところでは、診療施設和良国保診療所におきまして、超音波診断装置を1台を2台にしたというふうなことでございます。

こういうふうな事業の変更によりまして、4ページ以下が、事業費で書いておりますけれども、産業の振興につきましては、合計額として、事業費として292万3,000円の増ということでございます。

2番の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進につきましては3,395万4,000円の増と、生活環境の整備につきましては1,227万円の増と、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進につき

ましては、1,200万円の減額ということでございます。

この金額は大きいんですけども、実は、集落の元気づくりということで、買い物支援というふうな取り組みを当初計画をしたり、あるいは見守りということもこの中に入れておりましたが、エフネットςを利用した、ケーブルテレビのデータ放送を利用しました実証実験を行って、現在の時点では、そうしたものがちょっと取り組みとしてはなかなか、まだまだ普及しにくい面もありますので、少し研究をさせていただくということで、データ放送におきましての改修事業ということに事業を変更させていただいております。

このほか、教育の振興につきましては、6,244万7,000円の増と、集落の整備につきましては121万2,000円の減、トータルで1億4,433万7,000円の増というふうなことで、今般の変更とさせていただきたいというふうにして考えております。よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 詳しい説明は予算のところでもなされるということでしたんなあ。それで、大まかなその変更についての提案ということですが、せっかく提案されとるもんで、これ何かよくわからんところがあって、今の説明でちょっとわかったのもありますけども、数字がうまく合わんなあと思って聞きました。

特に、幾つかあるんですけども、3ページ目のこの計画、参考資料の変更の、下水道処理のところ、生活環境の、この管路布設が120メートルで、こっちには書いてないので、ここで数字を入れたという話でしたが、これは量がついておるとのことやから、前は入っとらなんだと、前はゼロやんな、この辺ちょっとわからなんだし。

それから、その一番下の超音波診断装置というものは、ようわからんですけども、1台の予定やったのを2台にするということで、恐らく、ちょっと1台が2台になるということは随分大きいような気もしたんですけども、その辺の説明とか、そのほかですなあ、ずっと細かい説明はなしで、大体こういう変更があると、変更だけ了解してほしいというような提案のような気がするんですが。

今、過疎のほうについては、ほかのいろんな、実際何か行われておるもんで、その部分で実際やることについてはもうちょっと様子見たいというようなことが説明ありましたが、そんなような簡単な説明で結構なので、変更されるものについて説明はしなくてもええという判断のようですが、僕はもうちょっと説明してもらえるとええと思ったんです。その辺どうでしょうか。とりあえず今言った二、三の数値について御説明をお願いします。

○議長（清水敏夫君） 環境水道部長 木下好弘君。答弁。

○環境水道部長（木下好弘君） ただいま御質問の3ページの明宝の地内の日洞線の改良関連の排水
管布設ですけども、これは道路改良に伴って、下水管が支障移転になるという事業でございます、
当初のボックスカルバートだけの支障を予定しておりましたけども、前後の配水管の取りつけの部
分が支障が発生したということで、この分を今回追加をさせていただいたという意味合いでござい
ますので、お願いいたします。

○6番（野田龍雄君） 管路だけ延びたと。

○環境水道部長（木下好弘君） そうです。ボックスカルバートだけの予定のものが、前後の管路が
追加になったということです。

○議長（清水敏夫君） 健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） 3ページの医療確保のところの超音波が、1台から2台というこ
とで変更させていただいて、金額的には変わっておらんもんですからというようなことも多分あろう
かと思えますけども。

当初は固定式のものを1台というようなことで計画をしておりましたけども、この間、お医者さ
んの中でいろいろ検討をさせていただきまして、いわゆる超音波の装置の固定したものとポータブル、
持っていけるものということの2台という、同じものを2台買ったわけじゃなくて、ポータブルの
ものをということで2台という変更をさせていただいたものであります。

金額的には限られた金額の中でこの2台を購入したということでもありますので、よろしくお願
いします。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 大体わかりましたが、もう1点、5ページの教育振興なんかのところ結構
な額の増額になっています。この内容は予算を見れば大体ちょっとあれなんですけど、ちょっと簡
単な説明が欲しいなと思うんですが、お願いをします。

○議長（清水敏夫君） 教育次長 常平毅君。

○教育次長（常平 毅君） 5ページの教育の振興の増額の分でございますが、こちらの青いほうの
35ページをごらんいただきたいと思えます。

35ページの事業計画がございまして、この中に、明宝小学校の校舎の耐震補強、それから、和良
小学校の校舎の耐震補強、2校ございまして、事業としては、この2校について事業費が増額になっ
ておるということでございまして、その増額の理由は、その耐震補強の事業につきまして、27年度
までに終了をするという計画でもって前倒しになってきておりますので、増額になっておるとい
うことでございまして。

○議長（清水敏夫君） 野田議員、よろしいですか。

そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第69号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第69号については委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決を行います。

議案第69号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第69号については原案のとおり可とすることに決定しました。

◎議案第70号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(清水敏夫君) 日程73、議案第70号 辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) それでは、議案第70号 辺地総合整備計画の変更について。

辺地総合整備計画を次のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第9項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

郡上市におきまして辺地は現在全部で6つあります。中部、北部、東部、西部、南部、それから、東部の田平辺地ということですが、今回は4つの辺地において変更ということをお願いをいたします。

先ほどの過疎地域の自立促進計画と比較しますと、これ様式が少し違っておりますので、それぞれ様式がございまして、先ほどは、事業を計画の中に掲載をしておりました。また、事業内容ということで、延長でありますとか幅でありますとか、そういうものも、あるいはそれぞれの資料につきまして書いておったわけですが、辺地のほうにおきましては、これは事業費というベースで表示をしております。少し様式が違いますが、よろしくをお願いをいたします。

それぞれ4辺地におきまして、2ページ目の最後のところ、例えば、1枚おめくりの中部辺地のところでは、3ページにありますように、当初計画の策定が平成22年の3月26日ですが、既に今回で5次目の変更ということでございます。

大変、予算を編成するそのたびに精査をする、それぞれの事業の箇所の事情によりまして、当初の計画が変更になる、細かなそうしたものを計画に反映をさせるということでありまして、よろしく願いをいたします。

また、同じようにこれは辺地債を起債として上げていく場合に、こうした手続で計画にのせておるということございまして、個別の事業につきましては、先ほど申し上げましたように予算審議の中でそれぞれ御審議がいただけるというふうにして思いますので、よろしく願いをいたします。

添付しております参考資料をごらんをいただきたいと思いますが、まず、中部辺地につきましてでございます。参考資料の1ページに掲げております変更後のものは、直接この、いわゆる施設名の区分に従いまして、事業費、財源内訳、辺地対策事業債の予定額という形で一覧表に載っているわけでありまして、これがそっくり変更後の形で、議案につけております第5次変更のこの辺地総合整備計画にそのままこの変更後の表として掲載をしておるということでございます。

それで、その事業の中身はどうかということになりますが、参考資料の5ページです。5ページ以降に、これは中部辺地からそれぞれ道路、林道等々のそうした公共的施設の区分によりまして、事業の中身を掲載をさせていただいております。

こちら、先ほど申し上げましたように、24年度の事業確定によるものです。それからもう一つは、25年度の今般の予算を査定する中での精査ということでの事業量等の変更でございますので、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。

1ページに戻りまして、この中部辺地におきましては、合計額といたしまして、これは16億3,425万3,000円ということで、辺地対策事業債の予定額が11億4,153万4,000円ということで、前の計画と比べますと増額というふうになるというところでございます。

北部辺地につきましては、事業費の合計額が27億3,194万4,000円、辺地対策事業債の予定額としましては11億5,150万円ということでございます。ここの事業費が、前の計画と比べますと6億6,000万円ほどふえておるわけでありまして、ここの大きな理由は、一番大きなこの金額の過半をなしておるわけですが、高鷲中央、小洞、大洞統合事業ということで、浄水場建設、配水管布設等、水道の統合計画に基づいて事業を行うということでございますので、その部分を今回計上しておるのが大きな増額の理由であります。

なお、その割合に比しましては、辺地対策事業債の予定額の伸びが少ないわけでありまして、これは簡水債を利用すると、こういうことございまして、よろしく願いをいたします。

エリアもありますので、辺地の。そういうことも勘案しながら、より有利な財源という形の中で

取り組みをした結果でございます。

それから、西部につきましては、事業費の総額としましては6億7,892万7,000円で、うち辺地対策事業債の予定額は5億5,083万4,000円ということで、若干の増という形となっております。

最後に南部辺地ですが、13億7,559万9,000円、それで、辺地対策事業債の予定額が5億9,143万4,000円ということでございます。こちらの事業費の減額が大きくなっておりまして、5億円程度あるわけでございますが、主に、仮称郵便坂の道路改良事業につきまして、25年度の事業開始計画でありましたけれども、これを26事業以降に変更していくことに伴って事業費が減額をしておるといったことがございます。

もう一つは、白石橋の橋梁整備の、当初計画では、橋梁のかけかえでしたけれども、これを25年度に補修をするというふうに変更をいたしましたので、そのことによりまして事業費が大きく減額することができたということでございます。

主な増額、減額の理由ということで今申し上げましたが、5ページ以降にそれぞれの辺地の事業変更計画の中身につきまして、前の計画と比較した形で掲載をさせていただいております。よろしくお願いをいたします。

以上で、添付した変更概要につきましては、先ほど申し上げたような予算審議の中で十分審議していただいたものと、これから審議していただくものがありますが、個別の計画になってきたときには、その御審議ということでよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。よろしいですか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 今、最後に言われた白石橋かな、これで見ると、1億9,000万円のもの測量設計と用地補償で960万円という——ごめんなさい、2,400万円なるんですが、これこの後まだこういうものは恐らく工事が付随してくると思うんですが、後で。大体、つもりでは何というか、橋梁長寿命化何とかとって延ばすようなことを今いろいろやられておるようで、それでできれば結構なんですけども、大体の見積もりとしてはどういように見てみえるんでしょうか。工事費がどうなるかっていうことは。設計せなわからんけども、つもりとして。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 今の辺地の関係の今の事業費ですけども、あくまでも概算ということで、この年度内のうちに実施すればこれぐらいということで抱いておりますけれども、これで実質この橋について、この場合には橋梁の修繕というようなことで、また今長寿命橋の計画も立てておりますけれども、またそこはそこでまた詳細な設計の中で、当然当初の思いの設計額とか、やり直す方向とか、そのやり方によって当然減額になったりとか増額になったりとすることは出てきます

ので、あくまでもこの時点での事業費というのは概算ではじておるものでございますので、よろしくをお願いします。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 国政上もいろいろそういう道路とか、橋梁の今後の補修、修理等について大変問題になってくるというように思っております。今のような建てかえやなしに、いろんな技術を用いて長寿命化っていうようなやり方されるとして、当然それは経費の面でも縮減されるということをご予想しながらやられると思うんで、ある程度の見通しは立てながらやらなきゃならないというように思うんです。

今のお話では今のところわからないということですけども、こういう実際僕も測量せなわからんと思います。けれども、大体このぐらいでやらないかというようなつもりでやってるのというようなことを見通しは立たないのかどうか、もう一回お聞きしたいと思いますが。

○議長(清水敏夫君) 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長(武藤五郎君) 見通しといいますことよりも、今の辺地のこの期間中にこういう事業をやろうかなという思いの中での粹取りというと語弊ありますかもしれませんが、粹を抑えるという判断のもとでやっておりますので、今のこれが野田議員さん言われますように、この二十六、七の間には確実にやるんかとか、できるんかできないかとかいうことはありますけれども、それは市全体の中の予算執行する中でやはり考えていく話ですので、今ここでそれがという今の御質問については、やはり今の時点ではいつというようなことはちょっと言えませんので、よろしくをお願いします。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 恐らくこれ特に辺地の場合、あるいは過疎のほうも一緒なんですけども、ここへ上がってくるということは緊急に何とかしたいということで上がるというように思うんです。そういうものについて本当に必要かどうか。必要ならどっちにするのかわかりませんが、なるべく安くやるんなら安くやるということで、そういう計画を立てていかないかというふうに思いますので、今回これについてはこれで結構でございますが、そういった説明をこれから必要になっていくと思いますので、またよろしくお聞きしたいと思っております。

○議長(清水敏夫君) そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第70号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略

したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第70号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決を行います。議案第70号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第70号については原案のとおり可とすることに決定しました。

◎議案第71号から議案第73号までについて(提案説明・委員会付託)

○議長(清水敏夫君) 日程74、議案第71号 財産の無償譲渡について(郡上八幡川佐農林集会所)から日程76、議案第73号 財産の無償譲渡について(郡上八幡門原農林集会所)までの3件を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) 議案第71号 財産の無償譲渡について(郡上八幡川佐農林集会所)。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

譲渡する財産でございます。建物。所在が郡上市八幡町旭363番地4、構造は木造平屋建、床面積78.26平米。

譲渡の相手方、郡上市八幡町旭299番地17、川佐地区会、地区長 田中和一。

譲渡の理由でございます。施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るためということでございます。

この別紙に集会所でございます、ここは建設年度が昭和60年という形でございます。それで、敷地においては291.4平米で市有地ということでございます。

このようなこの施設を右下には写真もございますが、この集会施設を地区会に無償譲渡したいということでございます。

議案第72号でございます。財産の無償譲渡について(郡上八幡立光農林集会所)。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議

会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

譲渡する財産、建物。所在が郡上市八幡町市島1931番地12、構造、木造平屋建、床面積78.26平米でございます。

譲渡の相手方、郡上市八幡町市島1875番地、立光地区会、地区長 高垣宗俊。

譲渡の理由、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るためということです。

これについても別紙に資料がついてございます。同じく建設年度は60年でございます。敷地においても329.3平方メートルで敷地は市有地でございます。右下には同じように写真がついてございます。

続いて、議案第73号 財産の無償譲渡について（郡上八幡門原農林事務所）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

譲渡する財産、建物。所在でございます。郡上市八幡町相生122番地、構造、木造平屋建、床面積78.26平方メートルでございます。

譲渡の相手方、郡上市八幡町相生193番地、門原地区会、地区長 和田英昭。

譲渡の理由、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るためということでございます。

次の資料がついてございます。ここも同じく昭和60年に建設をされてございます。敷地面積においては1,739平方メートルということでございます。敷地においては借地で今行っておりますが、現在のところこの地区会で対応をしていただいておりますという状況の中でございます。右下には同じく写真等もついてございますので、よろしく願いいたします。

以上3件、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） ただいま説明がありました議案第71号から議案第73号までの3件については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、総務常任委員会に審査を付託します。

ただいま総務常任委員会に付託いたしました議案第71号から議案第73号までの3件については、会議規則第44条第1項の規定により、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号から議案第73号までの3件については、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第74号から議案第75号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程77、議案74号 市道路線の廃止についてと日程78、議案第75号 市道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 議案第74号 市道路線の廃止について、道路法第10条第3項の規定により、次の道路を廃止したいので、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号ですが、5-0401、路線名、吉田線、区間としまして、郡上市美並町上田字吉田3番地1先から郡上市美並町上田字吉田8番地2先でございます。

次のページでございますけれども、廃止理由ですけれども、市道機能を既に喪失しているため廃止するものでございます。

場所的には、美並町の吉田小学校とミノグループさんが岐阜寄りにありますけれども、その裏側に通じる道路でございます。現在はもう歩くこともできないくらいの木が生い茂った状態でございます。

続きまして、議案第75号 市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。平成25年2月28日提出、郡上市長 日置敏明。

4路線でございますけれども、路線番号1-0287、路線名、穀見区内9号線、区間としましては、郡上市八幡町稲成字久伝から郡上市八幡町稲成字上ミ谷通。

2本目が、路線番号1-0288、穀見区内10号線、区間としまして、郡上市八幡町稲成字西川通から郡上市八幡町稲成字横平でございます。

続きまして、5-1421の三日市中道支線でございます。区間としましては、郡上市美並町三戸字ドウジロから郡上市美並町字ドウジロ間でございます。——済いません、美並町です。美並町三戸でございます。

路線番号5-1656、上野支線でございます。郡上市美並町白山字宮切から郡上市美並町白山字宮切でございます。

次のページを見ていただきますと、穀見区内9号線と10号線でございますけれども、本路線は穀見地内の国道156号線沿いに商業施設が連担しておりまして、望ましい都市計画の観点から商業地としての位置づけを明確にするため、対象区域内の路線を市道の認定とするものでございます。

国道156号線から美吉野住宅のほうへ右側へ入るのが9号線で、国道156号線と平行に縦で縦断するのが10号線でございます。

次のページの三日市中道支線でございます。本路線につきましては、赤道として使用されている道路について管理の適正化を図るため市道認定をするものでございます。

場所的には、三日市地区内の図面でいいます上の道路と下の道路を結ぶ区間になります。

次のページをお願いします。上野支線につきましては、本路線は道路新設事業に伴い新設される路線を市道認定するものでございます。美並庁舎から少し八幡寄りのところから156号線から市道に接続する新設道路に伴う市道認定でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（清水敏夫君） ただいま説明がありました議案第74号と議案第75号の2件については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま産業建設常任委員会に付託いたしました議案第74号と議案第75号については、会議規則第44条第1項の規定により、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号と議案第75号の2件については、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議報告第1号について

○議長（清水敏夫君） 日程79、議報告第1号 諸般の報告について。

例月出納検査の結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

◎議報告第2号について

○議長（清水敏夫君） 日程80、議報告第2号 諸般の報告について。

定期監査の結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

◎散会の宣告

○議長（清水敏夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

長時間にわたり慎重に御審議をいただき、ありがとうございます。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 2時56分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議員 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 鷺 見 馨

郡上市議会議員 山 田 忠 平

